

官報号外

平成二十九年四月十一日

○第百九十三回 参議院会議録第十五号

平成二十九年四月十二日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十五号

平成二十九年四月十二日

午前十時開議

第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。
日程第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長秋野公造君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

平成二十九年四月十二日 参議院会議録第十五号 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案

[投票開始]

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十三
十四

よって、本案は可決されました。(拍手)

投票総数
賛成
反対

二百三十九
十四

○議長(伊達忠一君) 日程第二 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長増子輝彦君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 日程第二 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長増子輝彦君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 日程第二 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長増子輝彦君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

うとするものであります。

委員会におきましては、準日本船舶の対象拡大など日本船舶及び日本人船員の確保のための方策、航海命令の在り方、先進船舶の導入を始めとする海事産業の国際競争力の強化に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山添拓委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 日程第二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長小林正夫君。

長小林正夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔小林正夫君登壇、拍手〕

○小林正夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、化学物質による環境汚染をより適切に防止するため、新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制について、製造及び輸入に係る総量による規制を環境に対する影響を勘案して算出する総量によるものに改めるとともに、一般化學物質のうち毒性が強い化学物質に係る管理の強化を図る等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、審査特例制度見直しの意義及びその効果、安全側に立つた排出係数設定の必要性、特定一般化學物質等の判定基準等について質疑が行われたほか、環境委員会との連合審査会を開会いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩瀬委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数
賛成

二百三十二
二百十八
十四

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十分散会

出席者は左のとおり。

足立敏之君
和田政宗君
太田房江君
古賀友一郎君
酒井庸行君
赤池誠章君
島村大君
塚田一郎君
江島潔君
三原じゅん子君
渡辺猛之君
長谷川岳君
牧野たかお君
藤川政人君
中西祐介君
松村祥史君
磯崎陽輔君
有村治子君
山本順三君
山口和之君
鶴保庸介君
平野達男君
山谷えり子君
愛知治郎君
吉田博美君
元榮太一郎君
山口洋一君
藤井基之君
宮沢洋一君
関口昌一君
三木亨君
宮島喜文君
伊波洋一君
中西哲君
糸数慶子君
藤木眞也君
山田宏君
井上義行君
渡邊美樹君
高橋克法君
柘植芳文君
阿達雅志君
吉川ゆうみ君
滝波宏文君
堂故茂君
長峯誠君
大家敏志君
宇都隆史君
朝日健太郎君
自見はなこ君
進藤金日子君
こやり隆史君
豊田俊郎君
小野田紀美君
高階恵美子君
上野通子君
佐藤啓君
徳茂雅之君

青山繁晴君
石田昌宏君
北村経夫君
上月良祐君
島村大君
塚田一郎君
江島潔君
三原じゅん子君
渡辺猛之君
長谷川岳君
牧野たかお君
藤川政人君
中西祐介君
松村祥史君
磯崎陽輔君
有村治子君
山本順三君
山口和之君
鶴保庸介君
平野達男君
山谷えり子君
愛知治郎君
吉田博美君
元榮太一郎君
山口洋一君
藤井基之君
宮沢洋一君
関口昌一君
三木亨君
宮島喜文君
伊波洋一君
中西哲君
糸数慶子君
藤木眞也君
山田宏君
井上義行君
渡邊美樹君
高橋克法君
柘植芳文君
阿達雅志君
吉川ゆうみ君
滝波宏文君
堂故茂君
長峯誠君
大家敏志君
宇都隆史君
朝日健太郎君
自見はなこ君
進藤金日子君
こやり隆史君
豊田俊郎君
小野田紀美君
高階恵美子君
上野通子君
佐藤啓君
徳茂雅之君

官報(号外)

平成二十九年四月十二日 参議院会議録第十五号

議長の報告事項

岩井 青木	茂樹君	一彦君
石井 準一君		
野村 哲郎君		
松下 新平君		
石井みどり君		
中川 雅治君		
金子原二郎君		
山本 一太君		
柳本 卓治君		
溝手 謙正君		
行田 邦子君		
山本 太郎君		
アントニオ猪木君		
福島みづほ君		
又市 征治君		
山下 雄平君		
杉尾 秀哉君		
磯崎 哲史君		
舞立 昇治君		
宮本 周司君		
川合 孝典君		
斎藤 嘉隆君		
中野 正志君		
野田 國義君		
牧山ひろえ君		
佐藤 正久君		
中山 恭子君		
小林 浜野		
尾辻 秀久君		

芝 博一君	昭子君	蓮 紗君
伊藤 孝恵君		
矢田わか子君		
古賀 之士君		
右上 俊雄君		
小西 洋之君		
岩渕 友君		
難波 稔二君		
有田 芳生君		
吉良よし子君		
相原久美子君		
藤末 健三君		
那谷屋正義君		
辰巳孝太郎君		
吉川 沙織君		
大塚 耕平君		
福山 哲郎君		
井上 哲士君		
柳井 樹賀津也君		
小川 勝也君		
仁比 聰平君		
小川 敏夫君		
田村 智子君		
松澤 成文君		
予算委員		
國土交通委員		
厚生労働委員		
財政金融委員		
法務委員		

山東 昭子君	博一君	蓮 紗君
平山佐知子君		
浜口 誠君		
武田 良介君		
真山 勇一君		
舟山 康江君		
江崎 徳永	工リ君	
田名部匡代君		
倉林 明子君		
大島九州男君		
白 真勲君		
大門実紀史君		
神本美恵子君		
紙 知子君		
行田 邦子君		
薬師寺みちよ君		
厚生労働委員		
財政金融委員		
法務委員		

議院運営委員	小川 克巳君	松川 るい君
去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
法務委員	辞任	補欠
厚生労働委員	自見はなこ君	松川 るい君
財政金融委員	自見はなこ君	古川 俊治君
国土交通委員	古川 俊治君	行田 邦子君
厚生労働委員	古川 俊治君	行田 邦子君
財政金融委員	自見はなこ君	行田 邦子君
臨床研究法案		
原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第三四号)		
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号)		
付託した。		
議長の報告事項		
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
同日議員から次の質問主意書が提出された。		
「テロ等準備罪(共謀罪)に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第七八号)		
同日内閣から次の答弁書を受領した。		
参議院議員有田芳生君提出「朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問に対する答弁書(第六二号)		
参議院議員有田芳生君提出「拉致問題の広報・啓発に関する再質問に対する答弁書(第六三号)		
参議院議員糸數慶子君提出「沖米軍四軍調整官の発言に関する質問に対する答弁書(第六四号)		
参議院議員大野元裕君提出「露共同経済活動における国際約束と国会との関係に関する質問に対する答弁書(第六五号)		
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通じた。		
原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律		

(号外) 報

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていらない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国との措置に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)
生物の多様性に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)
バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンブール補足議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)
万国郵便連合憲章の第九追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)
郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)
同日委員長から次の報告書が提出された。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書
海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案(閣法第五二号)審査報告書
告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する再質問に対する答弁書(第六六号)
参議院議員藤末健三君提出鉄道輸送の円滑化に向けた鉄道施設等の整備の促進に関する質問に対する答弁書(第六七号)
参議院議員藤末健三君提出鉄道の小規模な遅延防止に向けた啓発活動に関する質問に対する答弁書(第六八号)
参議院議員藤末健三君提出鉄道輸送の遅延に関する情報の一見える化の推進に関する質問に対する答弁書(第六九号)
参議院議員藤末健三君提出鉄道輸送の遅延に関する情報の利用者に対する提供拡充に関する質問に対する答弁書(第七〇号)
参議院議員藤末健三君提出鉄道の小規模な遅延防止に向けた多様な主体の参画に関する質問に対する答弁書(第七一号)
官

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、衆議院議員大島理森による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第九項、第四条第四項及び第五条第六項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。
同日内閣を経由して経済産業大臣から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第九項、第四条第四項及び第五条第六項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。
同日内閣を経由して経済産業大臣から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第九項、第四条第四項及び第五条第六項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、衆議院議員大島理森による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第九項、第四条第四項及び第五条第六項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、衆議院議員大島理森による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第九項、第四条第四項及び第五条第六項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、衆議院議員大島理森による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第九項、第四条第四項及び第五条第六項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、衆議院議員大島理森による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第九項、第四条第四項及び第五条第六項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、衆議院議員大島理森による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第九項、第四条第四項及び第五条第六項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年における海上運送事業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、我が国が安定的な海上輸送の確保を一層推進するため、準日本船舶の範囲の拡大等の措置を講ずるほか、二千六年の海上の労働に関する条約等の改正に伴い、海上労働証書及び船員の資格に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、平成二十九年度一般会計予算（国土交通省所管）において、海事産業関連技術研究開発費補助金六億七千五百万円が計上されており、そのうち先進船舶・造船技術研究開発費補助金として一億二千五百万円が充てられる。

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月四日

衆議院議長 大島 理森

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案	海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案
（海上運送法の一部改正）	（海上運送法の一部改正）
第一条 海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）の一部を次のように改正する。	第一条 海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）の一部を次のように改正する。
目次中「第五章 準日本船舶の認定等（第三十九条の五—第三十九条の七）」を「第六章 準日本船舶の認定等（第三十九条の五—第三十九条の十一）」に改め、同項に次の各号を加える。	目次中「第五章 準日本船舶の認定等（第三十九条の五—第三十九条の七）」を「第六章 準日本船舶の認定等（第三十九条の五—第三十九条の十一）」に改め、同項に次の各号を加える。
九条の十八】に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。	九条の十八】に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第三十四条の見出しを「（日本船舶・船員確保基本方針）」に改め、同項第一項中「第三十九条の五第五項」を「第三十九条の五第七項」に、「基本方針」を「日本船舶・船員確保基本方針」に改め、同項第二項中「基本方針」に改め、同項第三項中「以下」の下に「この章において」を加え、同項第三項から第六項までの規定中「基本方針」に改める。	第三十四条の見出しを「（日本船舶・船員確保基本方針）」に改め、同項第一項中「第三十九条の五第五項」を「第三十九条の五第七項」に、「基本方針」を「日本船舶・船員確保基本方針」に改め、同項第二項中「基本方針」に改め、同項第三項から第六項までの規定中「基本方針」に改め、同項第三項中「以下」の下に「この章において」を加え、同項第三項から第六項までの規定中「基本方針」に改める。
二 認定対外船舶運航事業者等が第七項又は第十項の規定に違反したとき。	二 認定対外船舶運航事業者等が第七項又は第十項の規定に違反したとき。
三 第三十九条の八第一項の規定による勧告を受けた認定本邦船主が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたとき。	三 第三十九条の八第一項の規定による勧告を受けた認定本邦船主が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたとき。
同条第八項中「第三項」を「第五項」に、「認定対外船舶運航事業者」を「認定対外船舶運航事業者等」に改め、同項第二号中「第一項第一号」の下に「又は第二項第一号若しくは第二号」を加え、同項第三号中「第一項第二号」の下に「又は第二項第三号」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。	同条第八項中「第三項」を「第五項」に改め、同項第一項とし、同条第七項中「認定対外船舶運航事業者」を「認定対外船舶運航事業者等」に改め、同項第一号中「第一項第一号」の下に「又は第二項第一号若しくは第二号」を加え、同項第三号中「第一項第二号」の下に「又は第二項第三号」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

第三十九条の五第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三項」を「第五項」に、「認定対外船舶運航事業者」を「認定対外船舶運航事業者等」に改め、同項第一号中「第一項第一号」の下に「又は第二項第一号若しくは第二号」を加え、同項第三号中「第一項第二号」の下に「又は第二項第三号」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。	第三十九条の五第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三項」を「第五項」に、「認定対外船舶運航事業者」を「認定対外船舶運航事業者等」に改め、同項第一号中「第一項第一号」の下に「又は第二項第一号若しくは第二号」を加え、同項第三号中「第一項第二号」の下に「又は第二項第三号」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。
第三十七条、第三十九条の一第一項及び第三十九条の四第一項中「認定計画」を「認定日本船舶・船員確保計画」に改める。	第三十七条、第三十九条の一第一項及び第三十九条の四第一項中「認定計画」を「認定日本船舶・船員確保計画」に改める。
参議院議長 伊達 忠一殿	参議院議長 伊達 忠一殿
第三十九条の五第一項中「及び第四十五条の規定による認定の申請に基づく第五項の認定	第三十九条の五第一項中「及び第四十五条の規定による認定の申請に基づく第五項の認定

第三十九条の五第五項を同条第七項とし、同条第四項中「対外船舶運航事業者」を「者」に改め、「事項」の下に「(第四項の規定による検査を受けた船舶にあつては、当該検査をした事項の内容(以下「検査内容」という。)を含む。)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

1 第一項の規定による認定の申請に係るものである場合は、同項各号のいずれにも適合していること。

2 対外船舶運航事業者及び本邦船主(当該対外船舶運航事業者以外の日本の法令により設立された法人であつて、その子会社が所有する日本船舶以外の船舶を当該対外船舶運航事業者が運航するものをいう。以下この条において同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、共同で、当該船舶について、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができる。

3 前項の規定による検査を受けたものである場合は、当該検査の結果当該船舶が船員法第百条の六第三項第二号に掲げる要件(作業用具の整備に関する事項に係る部分に限る。第三十九条の七において同じ。)に適合していること。

4 第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶(総トン数五百トン以上の船舶に限る。)

に係る船員の安全衛生(作業用具の整備に関する事項に係るものに限る。第九項において同じ。)について国土交通大臣又は登録検査機関(船員法(昭和二十二年法律第百号)第百条の二第一項に規定する登録検査機関をいう。以下同じ。)が行う検査を受けなければならぬ。第三十九条の五第一項の次に次の二項を加える。

第三十九条の五第一項の次に次の二項を加える。

2 対外船舶運航事業者及び本邦船主(当該対外船舶運航事業者に譲渡又は貸渡しをすることがあるときに、当該対外船舶運航事業者の求めに応じて滞在なく当該本邦船主が当該対外船舶運航事業者に譲渡又は貸渡しをすることを内容とする契約(当該契約が確実に履行されるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものに限り。)を締結しているものであること。

3 当該船舶の大きさその他の当該船舶に関する事項及び当該船舶の運航に従事する船員の確保に関する事項であつて、国土交通省令で定めるものが、当該船舶を命令航海に確實かつ速やかに従事させるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものであること。

四 当該本邦船主が第十二項の規定により第五項の認定を取り消され、当該取消しの日から五年を経過しない者(第十二項第三号に該当するものとして当該認定を取り消された者に限る。)に該当しないものである」と。

(勧告及び公表)

第三十九条の八 国土交通大臣は、認定本邦船主が正当な理由がなく第三十九条の五第二項第二号の契約を履行していないと認めるときは、当該認定本邦船主に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定本邦船主が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたときは、その旨を公表することができる。

第五十条第二十一号及び第二十二号中「第三十九条の七第一項」を「第三十九条の九第一項」に改める。

二 当該対外船舶運航事業者が、当該本邦船事業者を「認定対外船舶運航事業者等」に、「第一項各号」に改め、「認定対外船舶運航事業者等」に、「第一項各号」を「第三十九条の七第一項」に改める。

第五十二条中「第三十九条第一項又は第四十条の二の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十九条第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした者

二 第三十九条の十八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八章を第九章とする。

第四十五条の三中「第三十九条の五第二項又は第六項の規定による測度の申請をしようとする対外船舶運航事業者」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十九条の五第三項又は第八項の規定による測度の申請をしようとする者

二 第三十九条の五第四項又は第九項の規定による検査(国土交通大臣が行うものに限る)の申請をしようとする者

三 第三十九条の五第五項又は第七章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に第一章を加える。

四 第三十九条の五第六章を第七章とし、第六章を第八章とし、第五章の次に第一章を加える。

五 第三十九条の五第七章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に第一章を加える。

(先進船舶導入等促進基本方針)

第三十九条の十 國土交通大臣は、先進船舶(液化天然ガスを燃料とする船舶その他の海上運送事業を営む者の運送サービスの質を相応程度向上させることができる先進的な技術を用いた船舶であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)の研究開発、製造及

び導入(以下「先進船舶の導入等」という。)の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「先進船舶導入等促進基本方針」という。)を定めるものとする。

二 先進船舶導入等促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 先進船舶の導入等の意義及び目標に関する事項

二 先進船舶導入等計画には、次に掲げる事項

一 先進船舶の導入等の目標

二 研究開発、製造又は導入を行おうとする

先進船舶の概要その他の先進船舶の導入等の内容(当該先進船舶が液化天然ガス等燃料船(船員法第百十七条の三第一項に規定する液化天然ガス等燃料船をいう。第三十九条の十五において同じ。)に該当する場合にあつては、その旨を含む。)

三 船舶運航事業者等(先進船舶の導入等を行おうとする船舶運航事業者その他の者をいう。以下この章において同じ。)が講ずべき措置に関する基本的な事項

四 次条第一項に規定する先進船舶導入等計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項

(先進船舶導入等計画)

第三十九条の十一 船舶運航事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、先進船舶の導入等についての計画(以下「先進船舶導入等計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

二 先進船舶導入等促進基本方針に適合するものと認めるとときは、その認定をするものとする。

一 先進船舶導入等促進基本方針に適合するものであること。

二 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

三 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)第二条の許可又は同法第四条第一項の承認を要するものにあつては、第二項第一号に掲げる先進船舶の導入等の内容として先進船舶の製造が記載されたものであつて、当該製造の内容が同法第三条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ当該製造を実施する者が同項第一号に掲げる基準に適合するものであること。

四 先進船舶の導入等の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 前各号に掲げるもののほか、先進船舶の導入等の促進のために必要な事項

六 先進船舶導入等促進基本方針は、先進船舶の導入等の状況その他の事情を考慮して定めるものとする。

七 先進船舶導入等促進基本方針には、先進船舶の導入等の状況その他の事情を考慮して定め

るものとする。

八 先進船舶導入等計画には、前項各号に掲げ

る事項のほか、当該先進船舶導入等計画に記載された先進船舶への船舶職員(船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第二項に規定する船舶職員をいう。第三十九条の十三第一項において同じ。)の乗組み又は小型船舶操縦者(同法第二条第四項に規定する小型船舶操縦者をいう。第三十九条の十三第二項において同じ。)の乗組み又は基準又は同法第

二十三条の三十二第一項の許可を要するものにあつては、当該先進船舶が同法第十八条第一項に規定する乗組み基準又は同法第

二十三条の三十一第一項に規定する乗組基準によらずとも航行の安全を確保するこ

とができると認められるものであること。

九 国土交通大臣は、先進船舶導入等促進基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

五 国土交通大臣は、先進船舶導入等促進基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

五 前項の認定を受けた船舶運航事業者等(以

下「認定船舶運航事業者等」という。)は、当該認定に係る先進船舶導入等計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

6 第四項の規定は、前項の認定について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、第四項の認定及び第五項の規定による変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(臨時船舶建造調整法の特例)

第三十九条の十一 船舶運航事業者等がその先进船舶導入等計画について前条第四項の認定(同条第五項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)を受けたときは、当該先进船舶導入等計画に基づき実施する先进船舶の製造についての臨時船舶建造調整法第二条の許可又は同法第四条第一項の承認を受けなければならないものについては、これらの規定により許可又は承認を受けたものとみなす。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法の特例)

第三十九条の十三 船舶運航事業者等がその先进船舶導入等計画について第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先进船舶導入等計画に基づき実施する先进船舶への船舶職員の乗組みについての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項の許可を受けなければならないものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

画について第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先进船舶導入等計画に基づき実施する先进船舶への小型船舶操縦者の乗船についての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二条の三十二第一項の許可を受けなければならぬものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

(資金の確保等)

第三十九条の十四 国は、認定船舶運航事業者等が第三十九条の十一第四項の認定を受けた先进船舶導入等計画(以下「認定先进船舶導入等計画」という。)に従つて先进船舶の導入等を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第三十九条の十五 國土交通大臣は、認定船舶運航事業者等に対し、認定先进船舶導入等計画に従つて行われる先进船舶の導入等(当該先进船舶が液化天然ガス等燃料船に該当する場合にあつては、危険物等取扱責任者(船員法第一百七条の三第一項に規定する危険物等取扱責任者をいい、液化天然ガス等燃料船に乗り組ませるものに限る。)の確保を含む。)の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(認定の取消し)

第三十九条の十六 國土交通大臣は、認定先进船舶導入等計画が第三十九条の十一第四項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるとき、又は認定船舶運航事業者等が認定先进船舶

導入等計画に従つて先進船舶の導入等を行つてないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第三十九条の十七 國土交通大臣及び船舶運航事業者等、船員その他の関係者は、先進船舶の導入等に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(報告)

第三十九条の十八 國土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、國土交通省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者等に対し、認定先进船舶導入等計画の実施状況について報告をさせることができること。

(船員法の一部改正)

第二条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三百条の三第一項中第三十二号を第三十四号とし、第二十四号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第二十三号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 第九十二条の障害手当及び第九十三条の遭族手当を確実に支払うために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられていること。

第三百条の三第一項中第二十二号を第二十三号とし、第五号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第四十七条第一項又は第二項の規定によ

る送還(当該送還に代えてするその費用の支払を含む。)を確實に実施するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられていること。

三百条の三第四項を削り、同条第三項中「前項」を「前一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第一項後段の検査の結果第一項の規定による海上労働証書の交付を受けることができるべき特定船舶であつて、国土交通省令で定める事由により従前の海上労働証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る海上労働証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の海上労働証書の有効期間は、前項の規定にかかるわらず、当該検査に係る海上労働証書が交付される日又は従前の海上労働証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

五百条の三に次の一項を加える。

5 次に掲げる場合における海上労働証書の有効期間は、第二項の規定にかかるわらず、従前の海上労働証書の有効期間(第二号に掲げる場合にあつては、第三項の規定の適用がないものとした場合の有効期間)が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。

一 従前の海上労働証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前条第一項後段の検査に係る海上労働証書の交付を受けたとき。

二 従前の海上労働証書の有効期間について
第三項の規定の適用があつたとき。

第一百条の六第一項中「登録検査機関」の下に「(当該特定船舶が海上運送法第三十九条の五第四項の規定による検査を受けた船舶であるときは、正当な理由がある場合を除き、国土交通大臣又は登録検査機関のうち当該検査を行つたもの)」を加え、同条第三項第一号中「第四号まで、第九号、第十一号、第十三号、第十七号から第二十号まで、二十四号から第二十七号まで、三十号及び第三十一号」を「第五号まで、第十号、第十二号、第十四号、十八号から第二十一号まで、二十五号から第二十九号まで、第三十一号及び第三十三号」に改め、同項第三号中「第三十一号」を「第三十三号」に改め、同条第五項中「第一百条の三第三項」を「第一百条の三第四項」に改める。

第一百七条の三第一項中「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に、「国土交通大臣の」を「国土交通大臣が」に改め、「をいう。」の下に「又は国土交通省令で定める液化天然ガス等燃料船(液化天然ガスその他の国土交通大臣が定める危険物又は有害物である液体物質を燃料とする船舶をいう。)」を加え、同条第一項中「国土交通省令の」を「国土交通省令で」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定海域運航責任者)

第一百七条の四 船舶所有者は、特定海域(海水の状況その他の自然的条件により船舶の航行の安全の確保に支障を生じ、又は生じるお

それがあるため、その運航につき特別の知識及び技能が必要であると認められる海域として国土交通省令で定めるものをいう。)を航行する船舶には、海域の特性に応じた運航に関する業務を管理すべき職務を有する者(第三项において「特定海域運航責任者」という。)とし、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより海域の特性に応じた運航に関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

第一百七条の二第三項から第五項までの規定は、特定海域運航責任者及び前項に規定する証印について準用する。

第一百三十条中「第一百七条の三第一項」の下に「、第一百七条の四第一項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定 公布の日

二 第二条中船員法第一百条の三第一項並びに第一百三十条第一項第一号及び第三号の改正規定並びに附則第四条の規定 平成二十六年四月十一日に採択された二千六年の海上の労働に

関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日

三 第二条中船員法第一百条の三の次に一条を加える改正規定及び同法第一百三十条の改正規定 平成二十八年十一月二十五日に採択された千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日

四 第二条中船員法第一百条の三の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)及び同法第一百条の六第五項の改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十八年二月十日に採択された二千六年の海上の労働に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日

(海上運送法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(次条第一項において「施行日」という。)前にされた第一条の規定による改正前の海上運送法(次条において「旧海上運送法」という。)第三十九条の五第一項の規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際に、認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

第三条 施行日において現に旧海上運送法第三十九条の五第三項の認定を受けている者(前条の規定によりなお従前の例によることとされた認定の申請について認定を受けた者を含む。以下この条において「旧認定事業者」という。)は、施行日以後、遅滞なく、現に交付を受けている旧海上運送法第三十九条の五第四項に規定する認定証を国土交通大臣に返還しなければならない。

3

前項の規定により新認定証の交付を受けたときは、当該新認定証に係る船舶は、新海上運送法第三十九条の五第四項の規定による検査を受け、かつ、同条第一項の規定による認定の申請に基づき同条第五項の認定を受けたものとみなす。

4 第二項の規定により新認定証の交付を受けた者は、遅滞なく、現に交付を受けている旧海上運送法第三十九条の五第四項に規定する認定証を国土交通大臣に返還しなければならない。

4

5 国土交通大臣は、旧認定事業者が第一項の規定に違反したと認めるとき、又は当該船舶が船員法第一百条の六第三項第二号に掲げる要件に適合していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

の安全衛生(作業用具の整備に関する事項に係るものに限る。)について国土交通大臣又は登録検査機関(船員法第一百条の二第一項に規定する登録検査機関をいう。)が行う検査を受けなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による検査に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

7 第一項の規定による検査(国土交通大臣が行うものに限る。)の申請をしようとする者は、実費を勘査して国土交通省令で定める額の手数料を國に納めなければならない。

(船員法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる改正規定による改正前の船員法(以下この条において「第二号旧船員法」という。)第百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書及び第二号旧船員法百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書で該改正規定の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、

それぞれ当該改正規定による改正後の船員法(以下この条において「第二号新船員法」という。)第百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書及び第二号新船員法百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書ととなる場合に限る。」を加える。

審査報告書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年四月十一日

経済産業委員長 小林 正夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、化学物質による環境汚染をより適切に防止するため、新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制について、製造及び輸入に係る総量による規制を環境に対する影

第六条 附則第一条から前条までに定めるもの(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正)

第七条 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條ただし書中「とき」の下に「及び海上運送法第三十九条の十一第四項の認定(同条第五項の規定による変更の認定を含む。)の申請を

したとき(当該認定を受けることによつて同法第三十九条の十二の規定により臨時船舶建造調整法第二条の許可を受けたものとみなされることとなる場合に限る。)」を加える。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 審査特別制度の見直しに併せて、事前確認に

より製造・輸入が認められる化学物質の管理状況及び使用状況について、事後監視の徹底を図ることともに、化学物質の有害性情報の収集に積極的に努めること。

二 審査特別制度の全国数量上限の算出に用いる用途別排出係数については、廃棄段階も考慮に入れるなど、化学物質のライフサイクルにも配

意し、安全側に立つた設定・運用を行うこと。また、国が用途情報を適切に把握できる体制の構築について、速やかに検討し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすことのないよう万全を期すこと。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右は国会に提出する。

平成二十九年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右は国会に提出する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右は国会に提出する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右は、予防的な視点で、製造・輸入数量が増加した場合や専門家が必要と認める場合等には、速やかに優先評価化学物質に指定する等の適切な措置を講ずること。

四 化学物質管理に関する規制・制度について

は、化学産業の国際競争力の強化、事業者の負担軽減及び国際的な動向との整合性を踏まえ、合理的な規制や制度の運用に向け、引き続

き検討すること。

五 WSSD二〇二〇年目標を確実に達成するため、官民の連携を一層強化し、科学的知見の更なる集積を図るなど、スクリーニング評価・リスク評価の効率化と加速化を進めること。そのため、取組の工程をより具体的に明らかにするとともに、所要の予算の確保・体制の整備に努めること。

右は、別紙の附帯決議を行つた。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)	第六条 附則第二条から前条までに定めるもの(政令への委任)

第二条第六項第一号中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

この法律において「特定一般化学物質」とは、一般化学物質のうち、次の各号のいずれかに該当する化学物質をいう。

مکالمہ

著しく損なうおそれがあるものであるこ

口 当該化学物質が自然的作用による化学的

然的作用による化学的変化により生成する

の（自然的作用による化学的変化を生じにくくする）であるといふ。

一 イ又は口のひずれかに該当するものである
こと。

イ 繼続的に摂取され、又はこれにさしかかれ

に著しい支障を及ぼすおそれがあるもので
ある。

口 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じるやうなものである場合は、自然

然的作用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む)がイに該当するもの(自然的作用による化学的変化を生じにくいものと限る)であること。

第三条第一項中「含む。」の下に「に基づき環境

卷之三

第十条第一項中「第四条第五項」を「第四条第七項」に改める。

第十一條の見出しを削り、同条の前に見出しつて「(優先評価化学物質の指定の取消し)」を付

し、同条の次に次の二条を加える。

環境大臣は、前条(第二号ニ)に係る部分に限り
る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取

り消した化学物質が特定一般化学物質に該当するときは、同条の規定による公表の際、併せて

その旨を公表しなければならない。

〔第二種特定化學物質 特定一般化學物質は、特定新規化學物質〕に、「又は當該第二種特定化學物質この系の第二重特定化學物質等又及事業者」を

「当該第二種特定化學物質に係る第二種特定化學物質等取扱事業者、当該特定一般化學物質に係る第二種特定化

る特定一般化学物質取扱事業者又は当該特定新規化学物質に係る特定新規化学物質取扱事業者」に

改める。

「第四条第五項」に改め、同条第四項中「又は第四

「も」の下に「又は同条第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められなくなる

に至つたとき」を加え、「第一種特定化学物質の指定その他の」を削る。

第四十二条中又は第二種特定化学物質等取扱

第八項に、「第五項及び第六項」を「第七項及び第八項」に、「第六項まで」を「第八項まで」に改め、「同条第四項」の下に「及び第五項」を加える。
第六条中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改める。

第三章の章名中「届出」を「措置」に改める。

第八条第二項中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

(情報の提供)

第八条の二 特定一般化学物質の製造の事業を営む者、業として特定一般化学物質を使用する者その他の業として特定一般化学物質を取り扱う者(第三十九条及び第四十二条において「特定一般化学物質取扱事業者」という。)は、特定一般化学物質を他の事業者に譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する相手方に對し、当該特定一般化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが特定一般化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

2 特定新規化学物質の製造の事業を営む者、業として特定新規化学物質を使用する者その他の事業として特定新規化学物質を取り扱う者(第三十九条及び第四十二条において「特定新規化学物質取扱事業者」という。)は、特定新規化学物質を他の事業者に譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供するもののが特定新規化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

卷之三

官 報 (号 外)

事業者」を「第二種特定化学物質等取扱事業者」、特定一般化学物質取扱事業者又は特定新規化学物質取扱事業者に、「又は第二種特定化学物質等の」を「第一種特定化学物質等、特定一般化学物質又は特定新規化学物質」に改める。

第五十五条中「第八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」の下に「第八条の二」を、「使用については」の下に「第八条の二」を加える。

第五十六条第一項第三号中「若しくは第一項」を「、第二項若しくは第四項」に改める。

(施行期日) 附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 一
附則第四条の規定 公布の日
第三条第一項の改正規定及び第五条第五項

の改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令

（経過措置）
で定める日

第二条 この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(次条及び附則第五条において「新法」という)第三条第二項及び第五条第五項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以降に製造され、又は輸入される新規化学物質について適用し、同日の属する年度内に製造され、又は

輸入される新規化学物質については、なお従前の例による。

第三条 新法第四条第四項及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第三条第一項の規定により行われた届出に係る新規化学物質について適用する。

(政令への委任)

律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討) 第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について

て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

卷之三

投票者氏名

律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

足立敏之君
愛知治郎君
青木一彦君
阿達雅志君

青山 繁晴君
明日建太郎君
赤池 誠章君

朝日便大良君
井上 義行君
石井 達一君
石井 有林君
井原 沢子君
吉野君

石井	準一君
石井	治郎君
石井	みどり君
石井	昌彦君
義守	

石田 昌宏君 碓崎 陽輔君

平成二十九年四月十二日

參議院會議錄第十五号

投票者氏名

芝	博一君	小林	正夫君	石井	苗子君	片山	大介君	石井	準一君	長峯	誠君	二之湯	智君			
杉尾	秀哉君	斎藤	嘉隆君	櫻井	充君	片山虎之助君		石井	正弘君	野上	浩太郎君	西田	昌司君			
徳永	工リ君	工利君		櫻井	充君	清木	貴之君	石井	昌宏君	儀間	光男君	野村	哲郎君			
長浜	博行君	那谷屋	正義君	櫻井	充君	藤巻	健史君	室井	邦彦君	今井	繪理子君	石井	みどり君			
野田	国義君	田名部	匡代君	櫻井	充君	清水	貴之君	高木	おり君	儀間	光男君	長谷川	岳君			
白	真勲君	那谷屋	正義君	櫻井	充君	渡辺	喜美君	木戸口	英司君	光男君	高木	おり君	西田	昌司君		
浜口	誠君	木戸口	英司君	浜野	美二君	又市	征治君	室井	邦彦君	儀間	光男君	野上	浩太郎君			
平山	佐知子君	木戸口	英司君	羽田	一郎君	山本	太郎君	高木	おり君	光男君	高木	おり君	林	芳正君		
藤末	健三君	羽田	一郎君	鉢呂	吉雄君	山本	太郎君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	福岡	資麿君	
牧山	ひろえ君	鉢呂	吉雄君	浜野	喜史君	山本	太郎君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	藤川	政人君	
舟山	康江君	浜野	喜史君	福山	哲郎君	藤田	幸久君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	古川	俊治君	
宮沢	由佳君	福山	哲郎君	藤田	幸久君	行田	邦子君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	石井	浩郎君	
		藤田	幸久君	行田	邦子君	薬師寺	みちよ君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	石井	準一君	
		森本	真治君	松沢	成文君	松沢	成文君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野上	浩太郎君	
		柳田	稔君	伊波	洋一君	伊波	洋一君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	儀崎	陽輔君	
		矢田	わか子君	糸数	慶子君	糸数	慶子君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	羽生田	俊君	
		吉川	沙織君	山口	和之君	山口	和之君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	橋本	聖子君	
		秋野	公造君	岩瀬	友君	岩瀬	友君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	藤井	基之君	
		石川	博崇君	小池	晃君	小池	晃君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	平野	達男君	
		河野	義博君	吉良	よし子君	吉良	よし子君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	藤井	基之君	
		佐々木	さやか君	孝江	君	孝江	君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	岡田	廣君	
		杉	久武君	蓮	舫君	蓮	舫君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	大野	泰正君	
		竹谷	とし子君	伊藤	一郎君	伊藤	一郎君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	小野田	紀美君	
		長沢	広明君	谷合	正士君	谷合	正士君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	衛藤	晟一君	
		西田	実仁君	里見	正士君	里見	正士君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	上野	通子君	
		平木	大作君	高瀬	弘美君	高瀬	弘美君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	岩井	茂樹君	
		宮崎	勝君	熊野	正士君	熊野	正士君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	猪口	邦子君	
		山本	博司君	佐々木	さやか君	佐々木	さやか君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	石井	昌宏君	
東	若松	謙維君	山口	那津男君	杉	久武君	杉	久武君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	石井	正弘君
徳君	章君	信一君	山本	博司君	香苗君	克夫君	信祐君	秀規君	木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	儀崎	陽輔君
		均君							木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	羽生田	俊君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	橋本	聖子君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	藤井	基之君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	平野	達男君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	藤井	基之君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	岡田	廣君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	大野	泰正君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	小野田	紀美君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	衛藤	晟一君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	上野	通子君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	岩井	茂樹君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	猪口	邦子君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	石井	準一君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	長峯	誠君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	二之湯	智君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野上	浩太郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	儀崎	陽輔君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	石井	浩郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	石井	準一君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野上	浩太郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	儀崎	陽輔君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	石井	陽輔君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	長谷川	岳君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	野村	哲郎君
									木戸口	英司君	儀間	光男君	高木	おり君	西田	昌司

官 報 (号 外)

平成二十九年四月十二日 参議院会議録第十五号

參議院會議錄第十五號

投票者氏名

大野 元裕君	小林 正夫君	川田 龍平君	山本 博司君	横山 信一君
神本美恵子君	古賀 之士君	川合 孝典君	若松 謙維君	風間 直樹君
斎藤 嘉隆君	小西 洋之君	小西 洋之君	東 徹君	片山 大介君
芝 博一君	櫻井 充君	櫻井 充君	渡辺 喜美君	浅田 均君
杉尾 秀哉君	榛葉賀津也君	榛葉賀津也君	木戸口英司君	石井 章君
徳永 エリ君	田名部匡代君	田名部匡代君	又市 征治君	室井 邦彦君
長浜 博行君	那谷屋正義君	那谷屋正義君	山本 太郎君	高木かおり君
野田 国義君	難波 繩二君	難波 繩二君	行田 邦子君	森 ゆうこ君
白 眞勲君	羽田雄一郎君	羽田雄一郎君	薬師等みちよ君	アントニオ猪木君
浜口 誠君	鉢呂 吉雄君	鉢呂 吉雄君	糸数 慶子君	松沢 成文君
平山佐知子君	福山 哲郎君	福山 哲郎君	山口 和之君	伊波 洋一君
藤末 健三君	藤田 幸久君	藤田 幸久君	郡司 彰君	青木 愛君
牧山ひろえ君	真山 勇一君	真山 勇一君	足立 敏之君	福島みづほ君
舟山 康江君	増子 輝彦君	増子 輝彦君	阿達 雅志君	片山 均君
宮沢 由佳君	森本 真治君	森本 真治君	青木 一彦君	横山 信一君
矢田わか子君	柳田 稔君	柳田 稔君	吉良よし子君	高木かおり君
吉川 沙織君	蓮 肩君	吉川 沙織君	市田 忠義君	片山 大介君
秋野 公造君	伊藤 孝江君	秋野 公造君	岩渕 友君	東 徹君
河野 義博君	魚住裕一郎君	河野 義博君	市田 忠義君	小池 晃君
佐々木さやか君	熊野 正士君	佐々木さやか君	倉林 紙	吉良よし子君
杉 久武君	辰巳孝太郎君	杉 久武君	田村 智子君	市田 忠義君
竹谷とし子君	大門実紀史君	竹谷とし子君	武田 仁比	岩渕 友君
長沢 広明君	辰巳孝太郎君	長沢 広明君	田村 智子君	大門実紀史君
西田 実仁君	山下 芳生君	西田 実仁君	武田 仁比	吉良よし子君
平木 大作君	高瀬 弘美君	高瀬 弘美君	拓君	倉林 紙
山口那津男君	新妻 秀規君	新妻 秀規君	阿達 雅志君	吉良よし子君
宮崎 勝君	浜田 昌良君	浜田 昌良君	吉良よし子君	片山 大介君
山本 三浦 信祐君	香苗君	香苗君	吉良よし子君	東 徹君
賛成者氏名				
愛知 足立 敏之君	日程第三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)	反対者氏名	一四名	
愛知 治郎君		井上 哲士君		
青木 二二八名		岩渕 友君		

日程第三 化学物質の審査及び製造等の規制する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
賛成者氏名
二二八

閣提出)
の規制に

青山	朝日健太郎君	繁晴君
井上	義行君	
石井	準一君	
石井	正弘君	
石田	昌宏君	
岩井	邦子君	
上野	通子君	
衛藤	晟二君	
小野田	紀美君	
大家	敏志君	
大野	泰正君	
岡田	広君	
金子原	二郎君	
北村	経夫君	
佐藤	古賀友一郎君	
佐藤	啓君	
山東	昭子君	
島田	三郎君	
進藤	金日子君	
関口	昌一君	
高橋	克法君	
高橋	高階恵美子君	
武見	敬三君	
塙田	俊郎君	
豊田	茂君	
中川	雅治君	

中曾根弘文	君	石井	浩郎	君	赤池	有村	誠章	君
德茂	鶴保	石井	みどり	君	磯崎	陽輔	君	井原
中泉	松司君	今井	絵理	子君	宇都	隆史	君	巧君
淹波	柘植	江島	潔君	小川	克巳	君	江島	浩郎
高野光二郎	君	尾辻	秀久	君	太田	房江	君	中曾根弘文
木村	義雄	片山	さつき	君	木村	信秋	君	德茂
佐藤	こやり	佐藤	信秋	君	酒井	庸行	君	中泉
島村	大君	自見	はなこ	君	未松	信介	君	淹波
島村	大君	上月	良祐	君	島村	大君	柘植	高野光二郎

中西 健治君
中西 祐介君
中山 恭子君
二之湯 智君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
林 芳正君
福岡 資應君
藤川 政人君
古川 俊治君
舞立 昇治君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三原じゅん子君
水落 敏榮君
宮沢 洋一君
宮本 周司君
森 まさこ君
柳本 卓治君
山下 雄平君
吉川ゆうみ君
山本 一太君
伊藤 孝恵君
渡邊 美樹君
石橋 通宏君
相原久美子君
伊藤 孝恵君

中西	哲君	二之湯 武史君	長峯	正志君
橋本	聖子君	野上浩太郎君	羽生田	俊君
平野	達男君	堀井	藤井	基之君
藤木	眞也君	堀井	藤木	巖君
松山	政司君	松下	新平君	牧野たかお君
三木	亭君	三宅	伸吾君	宮島 喜文君
溝手	顯正君	元榮太一郎君	元榮太一郎君	
森屋	宏君	山田	修路君	山谷えり子君
山崎	正昭君	山本	順三君	吉田 博美君
足立	渡辺	吉田	猛之君	芳生君
石上	俊雄君	信也君	哲史君	有田
磯崎				石上

平成二十九年四月十二日

参議院会議録第十五号

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

江崎 孝君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	風間 直樹君	川合 孝典君	小西 洋之君	古賀 之士君	櫻井 充君	樺葉賀津也君	田名部匡代君	那谷屋正義君	難波 燐二君	羽田雄一郎君	鉢呂 吉雄君	浜野 喜史君	福山 哲郎君	藤田 幸久君	真山 勇一君	増子 輝彦君	森本 真治君	柳田 稔君	蓮 肩君	伊藤 孝江君	魚住裕一郎君	熊野 正士君	里見 隆治君	高瀬 弘美君	谷合 正明君	西田 實仁君	新妻 秀規君
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

反対者氏名

一四名

政府は、北朝鮮がすでに日朝平壤宣言を自ら

破棄したという認識をお持ちですか。

二 平成二十六年五月二十九日のいわゆるストックホルム合意文書の冒頭には、「双方は、日朝平壤宣言に則つて、不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、国交正常化を実現するために、真摯に協議を行つた」とあります。

私が、平成二十九年一月二十四日付けで提出した「国連安理会決議第二千三百二十一号に関する質問主意書」(第百九十三回国会質問第一五号)に対する答弁書(内閣参質一九三第一五号)

日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年三月二十八日

参議院議長 伊達 忠一殿 有田 芳生

参議院議長 伊達 忠一殿 有田 芳生

日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問主意書

日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問主意書

日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する政府の方針について質問します。

一 平成十四年九月十七日の日朝平壤宣言には、

「朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを二〇

〇三年以降も更に延長していく意向を表明しました」とあります。しかし、周知のとおり北朝鮮

は累次にわたり弾道ミサイルを発射し、核実験

も強行しました。

政府は、北朝鮮が日朝平壤宣言にこじごじとく

違反して、拉致、核、ミサイルといった諸懸案

の解決にはほど遠い状況にある中で、北朝鮮と

の国交正常化を実現する突破口をどこに見いだ

そうとしているのですか。具体的にお示しください。

四 日朝国交正常化が実現した時点で、昭和四十

六年六月二十二日に日本と大韓民国との間で調印された「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約(日韓基本条約)」及び「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本と大韓民国との間の協定(日韓請求権並びに経済協力協定)」は破棄することになるのですか。

五 政府は、日本が北朝鮮と国交正常化を実現す

の「三について」で、政府は「北朝鮮による核実験は、日朝平壤宣言に違反するものである」との見解を明らかにしています。

政府は「北朝鮮による核実験は、ストックホルム合意に違反するものである」と考えていました。

るという方針は国民から支持されていると認識していますか。また、それはいかなる根拠による認識なのですか。

六 政府は、日本が北朝鮮と国交正常化を実現することによって得られる国益は何であるとお考えですか。

右質問する。

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

政府としては、日朝平壤宣言において確認された事項が誠実に実施されることが重要であると考えており、北朝鮮に対し、引き続き、日朝

参議院議員有田芳生君提出日朝平壤宣言と日朝国交正常化に関する質問に対する答弁書

三について
お尋ねについては、今後の対応に支障を来すことがありますから、お答えを差し控えた
右質問する。

四について
仮定の御質問についてお答えすることは差し控えたい。

五について
お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、外交政策を実施していく上で、外交に対する国民の理解と支持を得ることは極めて重要であると考えている。

六について
お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、例えば、日朝平壤宣言においては、「日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなる」との認識が確認されている。

一について
お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、例えれば、日朝平壤宣言においては、「日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなる」との認識が確認されている。

拉致問題の広報・啓発に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年三月二十八日

有田 芳生

参議院議長 伊達 忠一殿

北朝鮮による核実験は、御指摘のいわゆる「ストックホルム合意」を含む北朝鮮との対話を通じた問題解決に向けた取組に資するものではないと考へざるを得ないと認識している。

拉致問題の広報・啓発に関する再質問主意書

平成二十九年二月十四日に提出した「拉致問題の広報・啓発に関する質問主意書（第百九十三回国会質問第二十七号。以下「主意書」とする）」に対する

答弁（内閣参質一九三第二十七号。以下「答弁書」とする）に連する事項について、再度質問いたします。

一 主意書の五において、政府拉致問題対策本部

が平成二十七年十月に発行した冊子「北朝鮮による日本人拉致問題」（以下「この冊子」とする）について、「拉致問題Q&A」のQ2「なぜ北朝鮮は日本人を拉致したのですか？」には、「金正日国防委員長（当時は、日本人を拉致した理由として、（一）北朝鮮のスパイに日本語を教えるため、（二）北朝鮮のスパイが日本人になりすますため」と説明してあります」とあります。政府

は北朝鮮が日本人を拉致した理由についてどう認識しているかと質問したところ、答弁書の五について、「拉致問題の解決に向けた方針と具体的な施策」（平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定。以下「本部決定」とする）に基づき、「拉致に関する真相究明を引き続き追求している旨答弁しています（以下「この答弁」とする）。

三 平成二十三年四月一日に一部変更が閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、政府は「拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）」としています。

二について
ところが、現在の政府拉致問題対策本部のホームページにある「北朝鮮による拉致問題とは」の「詳細な説明」における「背景」では、「北朝鮮が拉致という未曾有の国家的犯罪行為を行つた背景には、工作員による日本人への身分の偽装、工作員を日本人にしたてるための教育係としての利用、北朝鮮に匿われている「よど号」グループによる人材獲得、といった理由があつたとみられる」と説明しています。

北朝鮮が日本人を拉致した理由として日本人が認識すべきなのは、この答弁、この冊子、現在の政府拉致問題対策本部のホームページでの説明のどれですか。政府としての見解を、その根拠を示し明確にお答え下さい。

二 この答弁にある本部決定の「一 方針」及び「二 具体的な施策」の何處を読んでも北朝鮮が日本人を拉致した理由を示す記述が見当たりません。政府は、本部決定のどの記述が、北朝鮮が日本人を拉致した理由を述べているとお考えですか。北朝鮮が日本人を拉致した理由を述べている箇所を本部決定から抜き出してお示し下さい。

三 平成二十三年四月一日に一部変更が閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、政府は「拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）」としています。

政府は、今後、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき国民に拉致問題等を啓発・広報するに当たり、北朝鮮が日本人を拉致した理由について、この答弁に基づいて説明するのですか。それとも、この冊子の記述内容に基づいて説明するのですか。あるいは、前記一の現在

平成二十九年四月十二日 参議院会議録第十五号

一八

の、政府拉致問題対策本部のホームページでの説明に基づいて説明するのですか。

四 政府は、この答弁を読んだ国民のうちどれだけの者が、北朝鮮が日本人を拉致した理由を正確に認識できるとお考えですか。

この答弁は、国民の知る権利を侵害していると同時に、政府の説明責任を放棄しているとはお考えにならないのですか。見解をお示し下さい。

右質問する。

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出拉致問題の広報・啓発に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

参議院議員有田芳生君提出拉致問題の広報・啓発に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「北朝鮮が日本人を拉致した理由」について、政府としては、「拉致問題の解決における方針と具体的な施策」(平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定)に基づき、拉致に関する真相究明を引き続き追求しているところである。

また、いわゆる国民の知る権利については、十分尊重されるべきものと認識している。

質問主意書及び答弁書
在沖米軍四軍調整官の発言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年三月二十九日

衆数 慶子

参議院議長 伊達 忠一殿

在沖米軍四軍調整官の発言に関する質問主意書

在沖米軍のローレンス・ニコルソン四軍調整官は、報道によると、三月八日の報道機関との意見交換会において、在沖米軍施設の自衛隊との共同使用に関し、「将来的にはキャンプ・シュワブを自衛隊のオスプレイが使用すべきだ」と述べた。さらに「私見」と前置きした上で、同共同使用は沖縄の全基地で可能だと述べ、米軍北部訓練場内で陸上自衛隊が訓練を実施していることも明らかにした。昨年十二月のオスプレイの墜落事故に関する米軍による調査の状況がまだ明らかにされない中、四軍調整官のこれらの発言は極めて不思議であることから、以下質問する。

参議院議員有田芳生君提出拉致問題の広報・啓発に関する再質問に対する答弁書

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員衆数慶子君提出在沖米軍四軍調整官の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員衆数慶子君提出在沖米軍四軍調整官の発言に関する質問に対する答弁書

一について

一 自衛隊が在日米軍の施設及び区域を引き継いだ例はあるか。また、在日米軍の施設及び区域を引き継ぐためには、同施設及び区域のある地元の了解を必要とするか、明らかにされたい。

二 すべての在沖米軍の施設及び区域は米軍と自衛隊の共同訓練のために使用可能であるか、日本地位協定上の根拠と併せて政府の見解を明らかにされたい。

かにされたい。また、自衛隊のオスプレイが沖縄における米軍の施設及び区域以下「在米軍施設・区域」という。が返還され、これを自衛隊の施設とした事例は存在しており、例えは、昭和四十三年七月に、在日米軍の使用に供していた東富士演習場のうち營舍地区を除く地区及び北富士演習場の一部が返還され、当該区域を自衛隊の管轄管理する演習場とした。

三 四軍調整官の前記発言にある米軍北部訓練場内の米軍と陸上自衛隊の共同訓練について、内容、参加人数及び頻度を明らかにされたい。

四 四軍調整官は、在沖米海兵隊約八千人がグアムなど国外に移転することに伴い、在沖米軍施設は自衛隊との統合運用が可能になる旨述べているが、在沖米海兵隊の替わりに自衛隊が在沖米軍施設を使用するのであれば、沖縄の負担軽減にはならないのではないか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員衆数慶子君提出在沖米軍四軍調整官の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員衆数慶子君提出在沖米軍四軍調整官の発言に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「すべての在沖米軍の施設及び区域は米軍と自衛隊の共同訓練のために使用可能である」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、在日米軍施設・区域が返還され、これを自衛隊の施設とすることについては、地元の方々に対しても丁寧に説明し、理解を求めてきたところである。

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年第七号。以下「日米地位

協定」という。)第二条1(a)の規定に基づき在日米軍の使用に供している施設及び区域以下「在日米軍施設・区域」という。が返還され、これを自衛隊の施設とした事例は存在しており、例えは、昭和四十三年七月に、在日米軍の使用に供していた東富士演習場のうち營舍地区を除く地区及び北富士演習場の一部が返還され、当該区域を自衛隊の管轄管理する演習場とした。なお、当該演習場については、日米地位協定第二条4(b)の規定に基づき、在日米軍が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域として使用することを認めている。

三 在沖米軍四軍調整官の前記発言にある米軍北部訓練場内の米軍と陸上自衛隊の共同訓練について、内容、参加人数及び頻度を明らかにされたい。

四 在沖米軍のローレンス・ニコルソン四軍調整官は、在沖米海兵隊約八千人がグアムなど国外に移転することに伴い、在沖米軍施設は自衛隊との統合運用が可能になる旨述べているが、在沖米海兵隊の替わりに自衛隊が在沖米軍施設を使用するのであれば、沖縄の負担軽減にはならないのではないか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員衆数慶子君提出在沖米軍四軍調整官の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員衆数慶子君提出在沖米軍四軍調整官の発言に関する質問に対する答弁書

設及び区域や自衛隊の施設を使用する可能性」についてお答えすることは困難である。
三について

御指摘の北部訓練場においては、例えば、平

成二十八年九月二十三日から同年十月八日まで、同月二十一日から同年十一月四日まで及び同年十二月一日から同月十六日まで、それぞれ

三名の陸上自衛隊員に対して、隊員個人の知識及び技能の向上を図ること等を目的として、米海兵隊のジャングル戦闘に関する教育訓練に随行させ、研修を行わせている事例があるが、現時点で確認できる範囲では、陸上自衛隊及び米軍の各部隊が組織としてそれぞれの戦術技量の向上を図ること等を目的として実施する日米共同訓練を行つたことはない。

四について

在沖米海兵隊のグアムへの移転後、在沖米海兵隊が使用していた在日米軍施設・区域を自衛隊が使用するかどうかについて決定していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

いざれにせよ、沖縄の負担軽減を図ることは

政府の大きな責任であると考えている。政府と

しては、引き続き、地元の方々の理解を得る努力を続けながら、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減に一つ一つ結果を出していく考え方である。

日露「共同経済活動」における国際約束と国会との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年三月三十日

大野 元裕

参議院議長 伊達 忠一殿

日露「共同経済活動」における国際約束と国会との関係に関する質問主意書

本年三月十八日に日露外務次官級協議が、また同月二十日、日露外相会談及び外務・防衛閣僚会議が実施された。昨年の日露首脳会談において合意された共同経済活動（以下「本共同経済活動」という。）に関する国際約束と国会との関係について、政府の見解を以下の通り問う。

一 前記日露外相会談においては、前記日露外務次官級協議を踏まえ、本共同経済活動について、今後、優先して作業するプロジェクトの絞り込みや必要な法的基盤の検討も含めた議論がなされ、この「国際約束」は前記一並びに二に示した「法律事項を含む国際約束」又は「財政事項を含む国際約束」として、国会の承認を求めるものとなる。

二 前記日露首脳会談のプレス向け声明においては、「調整された経済活動の分野に応じ、そのための国際約束の締結を含むその実施のための然るべき法的基盤の諸問題が検討される」とあるが、この「国際約束」は前記一並びに二に示した「法律事項を含む国際約束」又は「財政事項を含む国際約束」として、国会の承認を求めるものとなる。

三 前記一並びに二において、本協力プランが憲法第七十三条第三号に定める国会承認条約に該当しないと考える場合、その理由を示されたい。

四 前記日露首脳会談のプレス向け声明においては、「調整された経済活動の分野に応じ、そのための国際約束の締結を含むその実施のための然るべき法的基盤の諸問題が検討される」とあるが、この「国際約束」は前記一並びに二に示した「法律事項を含む国際約束」又は「財政事項を含む国際約束」として、国会の承認を求めるものとなる。

参議院議員大野元裕君提出日露「共同経済活動」における国際約束と国会との関係に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

平成二十八年十二月十五日及び十六日の日露首脳会談で両首脳が協議を開始することで一致した北方四島における共同経済活動（以下「共同経済活動」という。）は、御指摘の「協力プラン」に基づくものではない。また、御指摘の「協力プラン」については、日露両国の間で、それぞれの国内法令に基づき、毎年度の予算に従つて推進していくことを確認しているが、その更なる具体化のために、今後、いかなる措置が必要かについては、日露間の協議により決定される

条第三号に定める国会承認条約となると考えられるところ、政府は本協力プランが「法律事項を含む国際約束」であるとして国会に対し承認を求めることとなるか。

二 本協力プランが、その具体化に当たって新たな予算措置を伴うものとなる場合、政府は本協力プランが前記「大平三原則」に示された「財政事項を含む国際約束」であるとして、「法律事項を含む国際約束」と同様に、国会に対し承認を求める」ととなるか。

三 前記一並びに二において、本協力プランが憲法第七十三条第三号に定める国会承認条約に該当しないと考える場合、その理由を示されたい。

四 前記日露首脳会談のプレス向け声明においては、「調整された経済活動の分野に応じ、そのための国際約束の締結を含むその実施のための然るべき法的基盤の諸問題が検討される」とあるが、この「国際約束」は前記一並びに二に示した「法律事項を含む国際約束」又は「財政事項を含む国際約束」として、国会の承認を求めるものとなる。

五 前記四の声明においては、「この声明及びこの声明に基づき達成される共同経済活動の調整に関するいかなる合意も、また共同経済活動の実施も、平和条約問題に関する日本国及びロシア連邦の立場を害するものではないことに立脚する」とあるが、「共同経済活動の調整に関するいかなる合意」も前記「大平三原則」にいう、「領土あるいは施政権の移転のことく、立法権を含

む国の大権全體に直接影響を及ぼすような国際約束」となることはないか。

六 本共同経済活動は、我が國にとっての排他的な監察権等の北方領土及びその領海における我が國の大権を侵害せず、ロシア連邦の国内法の適用範囲とはならず、我が國にとっての排他的な監察権等の施政権を確保するものとなるか。

右質問する。

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員大野元裕君提出日露「共同経済活動」における国際約束と国会との関係に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

平成二十八年十二月十五日及び十六日の日露首脳会談で両首脳が協議を開始することで一致した北方四島における共同経済活動（以下「共同経済活動」という。）は、御指摘の「協力プラン」に基づくものではない。また、御指摘の「協力プラン」については、日露両国の間で、それぞれの国内法令に基づき、毎年度の予算に従つて推進していくことを確認しているが、その更なる具体化のために、今後、いかなる措置が必要かについては、日露間の協議により決定される

東京圏の鉄道の遅延発生状況とその原因等を把握するため、特に遅延の発生が多い十九路線を国土交通省が調査した結果、調査期間(平日二十日間)のうち平均十三日で三分以上の遅延が発生しており、このうち三分から十分未満の遅延が八十六パーセントを占めていた。日常的に短時間で発生する遅延(以下「小規模な遅延」という。)は、都心部駅周辺の高度集積化や沿線の宅地開発に伴い、鉄道の適正輸送能力や駅の容量を超えて、過度に利用者が集中することによる構造的な問題であり、遅延時間は短いが、累積的には利便性を大きく損なうものである。

このように遅延が頻発しておらず、定時性を求める声は大きくなっていると見る。安全運行が最優先であるという大前提を徹底しつつ、信頼性の向上を図るためにも、利用者からの信頼が厚くいつでも安心して利用できる「信頼と安心の都市鉄道」の実現を目指して対策を進めるべきである。

小規模な遅延が混雑に起因するものが多いことに鑑みれば、混雑解消のための鉄道事業者による施設整備等の面での対策が重要であると認識している。現場従事者の血のにじむような努力おかげで鉄道の安全輸送が守られているものの、各鉄道事業者が抱える問題は多岐に渡っている。公益に資する鉄道の安全性向上の観点から、これらの鉄道事業者に対する一定の支援が強く求められている。

このような認識の下、以下のとおり質問する。

一 鉄道施設等の整備の促進策としては、複々線・連絡線の整備、信号設備・運行管理システムの改良、駅施設の改良(ホーム増設、構内・コンコース改良、ホーム上の流動を阻害するべ

ンチ等の除去)、車両の更新(多扉・ワイド扉

車、拡幅車両の導入など)が必要である。特に車の更新については即効性が高いと考える。しかしながら、これらの施設等整備は大きな投資

であり、鉄道事業者にとって大きな負担を伴うものである。政府として、遅延の解消を通じた

鉄道の信頼性向上のために、鉄道事業者に対する支援策の拡充を検討すべきではないか。支援

に必要な予算の確保について、現状と今後の拡充に向けた国の考え方を示されたい。

二 鉄道輸送の安全性向上に当たって、踏切道の安全対策が課題となっている。

鉄道事業者は、踏切の状況に応じて踏切支障報知装置(非常押しボタン等)を設置することとされている。踏

切支障報知装置の新設、既設の装置の多方向か

らの視認性確保など、踏切保安設備の整備により、踏切障害事故の防止や輸送の円滑化に寄与することが期待されている。踏切保安設備の整備に要する費用に対する国の財政措置の現状と

今後の拡充の可能性について、具体的に明らかにされたい。

右質問する。

平成二十九年四月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員 藤末 健三君提出鉄道輸送の円滑化に向けた鉄道施設等の整備の促進に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出鉄道輸送の円滑化に向けた鉄道施設等の整備の促進に関する質問に対する答弁書

について

政府としては、鉄道輸送の信頼性を向上させることで、定時性の確保は重要な課題であると考

えており、これまでプラットホームの増設に

対する助成等、必要な予算措置を講じてきたり

るが、これは、

平成二十九年度予算においても、都市鉄道整

備事業費補助(地下高速鉄道整備事業費補助)

(四十億六千六百万円)をはじめ必要な予算を計

上しており、今後とも、必要な予算の確保に努

めまいりたい。

二について

平成二十九年度予算において、踏切の保安設

備の整備に関し一億五千七百万円を計上してお

り、今後とも、必要な予算の確保に努めてまい

りたい。

二について

平成二十九年度予算において、踏切の保安設

備の整備に関し一億五千七百万円を計上してお

り、今後とも、必要な予算の確保に努めてまい

りたい。

右質問する。

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員 藤末 健三君提出鉄道輸送の円滑化に向けた鉄道施設等の整備の促進に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

平成二十九年三月三十一日

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員 藤末 健三

鉄道の小規模な遅延防止に向けた啓発活動に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

鉄道の小規模な遅延防止に向けた啓発活動に関する質問主意書

について

昨年四月、交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会の下に設置された「東京圏における今後の都市鉄道のあり方に関する小委員会」が開催され「東

京圏における今後の都市鉄道のあり方について(答申)」が取りまとめられた。本答申においては「混雑による乗降時間の増大やラッシュ時間帯における高頻度の列車運行等に伴い短時間の遅延が慢性的に発生している。(中略)また、遅延発生時ににおける情報提供のあり方についても改善の必要性が指摘されている。長年の遅延対策の取組により高水準な安定輸送を実現している鉄道事業者も存在するが、鉄道事業者によって、その取組や成果には、「ばらつきが存在している」と指摘され

ていて、東京圏の鉄道の遅延発生状況とその原因等を把握するため、特に遅延の発生が多い十九路線を国土交通省が調査した結果、調査期間(平日二十日間)のうち平均十三日で三分以上の遅延が発生しており、このうち三分から十分未満の遅延が八十六パーセントを占めていた。日常的に短時間で発生する遅延は、都心部駅周辺の高度集積化や沿線の宅地開発に伴い、鉄道の適正輸送能力や駅の容量を超えて、過度に利用者が集中することによる構造的な問題である。

このように遅延が頻発しており、定時性を求める声は大きくなっていると見る。安全運行が最優先であるという大前提を徹底しつつ、信頼性の向上を図るためにも、利用者からの信頼が厚くいつ

でも安心して利用できる「信頼と安心の都市鉄道」の実現を目指して対策を進めるべきである。

また、三十分以下（三分以上）の遅延の発生状況について、国土交通省が行った調査によると、遅延の発生原因の約七割が、混雑及び混雑を背景としたドア挟み（四十七パーセント）、急病人（十二パーセント）、線路支障（落とし物等）（六パーセント）など、利用者に起因するものである。このように遅延対策については、利用者の取組が大きな効果をもたらすと考える。

このような認識の下、以下のとおり質問する。

一 鉄道事業者に対し、定時性を求める利用者の声は大きいものの、定時性を追求するあまり、安全輸送が損なわれることがあってはならないと考える。特に、鉄道事業者間で安全性向上に関する取組の程度に差異が生じていると思われるところから、鉄道事業者間で、安全性向上に関する取組の経験やノウハウが共有され、自社に適合した取組を考案することができるような鉄道事業者の取組を促していくべきではないか。

国としてどのような促進策が考えられるか、明示されたい。

二 鉄道駅における乗降・乗換を円滑化するための駅係員による案内、運行の安全を確保するためのホーム要員・警備員の増員等、ソフト面の対策を講ずることが重要であると認識している。これらの対策の効果的な実施に向けて、鉄道事業者に対して国としてどのように働きかけていくのか、明示されたい。

三 前述のとおり、駅係員は、駅における乗降・乗換の円滑化に寄与することが期待されている。しかし、駅係員に対する暴力行為の発生件

数は、二〇一五年度においても合計で八百七十件に上り、依然として高い水準にある。かかる行為は、鉄道の安全確保や利用者への良質な

運送サービスの提供に悪影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き暴力行為は犯罪であるとの認識の下、警察等関係者と連携し、その撲滅に向けて啓発活動、駅構内の巡回等の対策を行っていく必要があると考えるが、国としての取組方針はいかがか、明らかにされたい。

四 利用者の行動によって、遅延の解消に向けて

状況を改善できる余地は大きい。他の利用者に配慮した所作により、遅延が抑制できるという認識を広め、利用者の主体的な行動を促すこと

が重要である。東京オリンピック・パラリンピックを通じて、整然かつ円滑な乗車が日本の優れた都市文化の一つとして世界に発信されることにも期待し、駆け込み乗車防止や整列乗車などのマナーアップについて利用者のより一層の理解と協力を仰ぐべきではないか。これを実現するための取組として、国と鉄道事業者の協力の下、キャンペーンを実施してはどうか。国

としての考え方を明示されたい。

右質問する。

平成二十九年四月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員 藤末健三君提出鉄道の小規模な遅延防止に向けた啓発活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出鉄道の小規模な遅延防止に向けた啓発活動に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「鉄道事業者間で、安全性向上に関する取組の経験やノウハウが共有され、自社に適合した取組を考案することができるよう」

鐵道事業者の取組」については、国土交通省において、必要に応じ、鉄道事業者の安全担当者を集めた会議を開催し、各社で発生した事故等に

関する原因及び再発防止対策について、情報共有を行うとともに、各社の安全確保対策に活用することを促してきたところである。

二について

列車遅延対策については、基本的には、鉄道事業者自らが取り組むべきものであることから、政府としては、鉄道事業者による列車遅延対策の取組事例及び今後の計画を収集し、各鉄道事業者と共有することによって、鉄道事業者による自主的な取組を促してまいりたい。

三について

政府としては、鉄道の安全確保及び安定的な輸送サービスの提供のためには、鉄道係員に対する暴力を防止する必要があると考えているところである。

四について

政府としては、短時間の列車遅延に係る対策については、鉄道事業者による取組のみならず、列車の円滑な乗降や駆け込み乗車の防止等に関し、鉄道利用者の理解及び協力を得ることが重要と認識しているところである。

五について

このため、平成二十八年四月の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の指摘を踏まえ、鉄道事業者と連携して、鉄道利用者への啓発活動を講じていく考えである。

六について

鉄道輸送の遅延に関する情報の「見える化」の推進に関する質問主意書

七について

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

八について

平成二十九年三月三十一日

九について

参議院議長 伊達 忠一殿

十について

藤末 健三

十一について

鉄道輸送の遅延に関する情報の「見える化」の推進に関する質問主意書

十二について

昨年四月、交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会の下に設置された「東京圏における今後の都市鉄道のあり方に関する小委員会」が開催され、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（答申）が取りまとめられた。本答申においては

「混雑による乗降時間の増大やラッシュ時間帯に

おける高頻度の列車運行等に伴い短時間の遅延が慢性的に発生している。(中略)また、遅延発生時等における情報提供のあり方についても改善の必要性が指摘されている。長年の遅延対策の取組により高水準な安定輸送を実現している鉄道事業者も存在するが、鉄道事業者によつて、その取組や成果には、ばらつきが存在している」と指摘されている。

東京圏の鉄道の遅延発生状況とその原因等を把握するため、特に遅延の発生が多い十九路線を国土交通省が調査した結果、調査期間(平日二十日間)のうち平均十三日で三分以上の遅延が発生しており、このうち三分から十分未満の遅延が八十六パーセントを占めていた。日常的に短時間で発生する遅延は、都心部駅周辺の高度集積化や沿線の宅地開発に伴い、鉄道の適正輸送能力や駅の容量を超えて、過度に利用者が集中することによる構造的な問題である。

このように遅延が頻発しており、定時性を求める声は大きくなっていると見る。また、スマートフォン等情報端末による乗換案内の普及により、分刻みのスケジュールで行動できることへの期待が大きくなっていることから、遅延によりスケジュール通りに行動できない場合の不満は大きい。安全運行が最優先であるという大前提を徹底しつつ、信頼性の向上を図るためにも、利用者からの信頼が厚く、安心して利用できる「信頼と安心の都市鉄道」の実現を目指して対策を進めるべきである。

以上について、政府としての見解を示された
い。
右質問する。

一 遅延状況の適切な把握と公表について

政府は、遅延対策を進めるため、その基盤として遅延に関する適切な指標を設定し、遅延の現状と改善の状況を定量的かつ継続的に把握し、これを分かりやすく「見える化」することで、鉄道事業者に更なる改善の取組を促すとともに、利用者や沿線自治体等に理解と協力を求め、利用者との協働や沿線自治体等の取組につなげるべきではないか。今後は、的確でより深度化した分析が可能となるよう、運行実績データを共通のフォーマットで電子的に記録するこ

とを検討するよう、鉄道事業者に求めていくべきではないか。政府としての見解を示された

二 鉄道事業者による効果的な対策の実施について

政府は、鉄道事業者が遅延対策の計画を自主的に作成し、公表するよう、働きかけるべきではないか。特に、鉄道事業者間で遅延対策に関する取組の経験やノウハウが共有され、自社に適合しない取組の程度に差異が生じていることから、政府は、鉄道事業者間で、遅延対策に関する取組の経験やノウハウが共有され、自社に適合しない取組を参考することができるような鉄道事業者の取組を促していくべきではないか。

その際、ICOカード乗車券利用実績データを始めとするビッグデータなどを活用して深化化を図ることも有効であると考えられるのではないか。

以上について、政府としての見解を示された
い。

平成二十九年四月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員藤末健三君提出鉄道輸送の遅延に関する情報の「見える化」の推進に関する質問に対する答弁書

参議院議員藤末健三君提出鉄道輸送の遅延に関する情報の「見える化」の推進に関する質問に対する答弁書

対策の取組事例及び今後の計画を収集し、各鉄道事業者と共有することによって、鉄道事業者による自主的な取組を促してまいりたい。

なお、御指摘の「ビッグデータ」については、列車遅延対策の実施に当たり、その活用を図ることが有効であると考えられる。

参議院議員藤末健三君提出鉄道輸送の遅延に関する情報の「見える化」の推進に関する質問に対する答弁書

鉄道輸送の遅延に関する情報の利用者に対する提供拡充に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年三月三十一日

参議院議長 伊達 忠一殿 藤末 健三

平成二十八年四月の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(以下「答申」という。)において、列車遅延の「見える化」を行うべき旨の提言がされているところであるが、答申を踏まえて、国土交通省において、遅延証明書が発行された日数等により列車遅延の現状等を把握しているほか、鉄道事業者の自主的な取組を促すとともに、鉄道利用者及び関係する地方公共団体の理解と協力を得るため、列車遅延の現状と改善の状況を公表しているところである。

また、御指摘の「運行実績データを共通のフォーマットで電子的に記録することを検討するよう、鉄道事業者に求めていく」ことについては、今後、検討していく考えである。

二について

列車遅延対策については、基本的には、鉄道事業者自らが取り組むべきものであることから、政府としては、鉄道事業者による列車遅延

対策の取組事例及び今後の計画を収集し、各鉄道事業者と共有することによって、鉄道事業者による自主的な取組を促してまいりたい。

なお、御指摘の「ビッグデータ」については、列車遅延対策の実施に当たり、その活用を図ることが有効であると考えられる。

対策の取組事例及び今後の計画を収集し、各鉄道事業者と共有することによって、鉄道事業者による自主的な取組を促してまいりたい。

なお、御指摘の「ビッグデータ」については、列車遅延対策の実施に当たり、その活用を図ることが有効であると考えられる。

成果には、ばらつきが存在している」と指摘されている。

東京圏の鉄道の遅延発生状況とその原因等を把握するため、特に遅延の発生が多い十九路線を国土交通省が調査した結果、調査期間(平日二十日間)のうち平均十三日で三分以上の遅延が発生しており、このうち三分から十分未満の遅延が八十六パーセントを占めていた。日常的に短時間で発生する遅延は、都心部駅周辺の高度集積化や沿線の宅地開発に伴い、鉄道の適正輸送能力や駅の容量を超えて、過度に利用者が集中することによる構造的な問題である。

このように遅延が頻発しており、定時性を求める声は大きくなっていると見る。また、スマートフォン等情報端末による乗換案内の普及により、分割みのスケジュールで行動できることへの期待が大きくなっていることから、遅延によりスケジュール通りに行動できない場合の不満は大きい。安全運行が最優先であるという大前提を徹底しつつ、信頼性の向上を図るためにも、利用者からの信頼が厚くいつでも安心して利用できる「信頼と安心の都市鉄道」の実現を目指して対策を進めるべきである。

このような認識の下、以下のとおり質問する。
遅延に関する利用者への情報提供は、鉄道事業者それぞれが独自に工夫を行ってきた結果、同じ事象が起きても情報提供内容に差があつたり、同じ内容を伝達する際にも表現方法が異なつたりするなど、利用者にとって必ずしも分かりやすいものになつていいのが実態である。このため、利用者への情報提供については、想定される事態に

応じ、最低限提供すべき内容とその表現方法に関する共通したルールを確立すべきである。その際、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、多言語対応など、外国人に対する情報提供方法についても、併せて検討すべきである。

また、リアルタイムの遅延情報について、一部の鉄道事業者がアプリ等により、列車の在線状況と併せて提供しているが、他の鉄道事業者においても同様の取組を推進することが重要である。また、昨今のICT技術の進展を踏まえ、運行情報のオープンデータ化を徹底することにより、民間事業者がアプリ等により運行状況を利用者に使いやすい形で提供できる環境を整備することが望まれる。

これらの取組における政府の関与について、政府の考え方を具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十九年四月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員藤末健三君提出鉄道輸送の遅延に関する情報の利用者に対する提供拡充に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出鉄道輸送の遅延に関する情報の利用者に対する提供拡充に関する質問に対する答弁書
政府としては、列車遅延が生じた際、訪日外国人旅行者を含む鉄道利用者(以下「鉄道利用者」といふ。)が自らの取るべき行動を判断するために必

要な情報が提供されることが重要と考えており、これまでも、国土交通省において、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(平成二十五年六月改訂)、観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成二十六年三月)等において、鉄道事業者が提供すべき情報の内容や提供の方法を示してきたところである。

具体的には、遅延の状況、運転再開予定期刻等の列車の運行等に係る現状及び見通し並びに振替輸送の実施状況等の代替移動手段に関する情報について、外國語を含む案内表示やアナウンスによって、鉄道利用者に分かりやすく伝達していくことを示しているところである。

また、同省においては、鉄道事業者による列車遅延に関する情報提供の取組事例を収集し、各鉄道事業者と共有することにより、列車遅延に関する鉄道利用者への情報提供の充実を促進しているところであり、各鉄道事業者においても、積極的な取組が進められていると承知している。

現在、一部の鉄道事業者では、運行情報等のオープンデータ化も行つているところであり、鉄道事業者以外の民間事業者によつても、列車遅延に関する情報を含む鉄道の運行情報が、多言語化を含め、既に様々な形で提供されているところであるが、本年三月から、同省において、官民の関係者で構成する検討会を開催し、公共交通分野におけるオープンデータ化の推進に向けた機運醸成を図るべく、議論を行つてゐるところである。

鉄道の小規模な遅延防止に向けた多様な主体の参画に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年三月三十一日

参議院議長 伊達 忠一殿

藤末 健三

鉄道の小規模な遅延防止に向けた多様な主体の参画に関する質問主意書
これまでも、国土交通省において、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(平成二十五年六月改訂)、観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成二十六年三月)等において、鉄道事業者が提供すべき情報の内容や提供の方法を示しておられたところである。

昨年四月、交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会の下に設置された「東京圏における今後の都市鉄道のあり方に関する小委員会」(以下「小委員会」という。)が開催され「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について(答申)」が取りまとめられた。本答申においては「混雑による乗降時間の増大やラッシュ時間帯における高頻度の列車運行等に伴い短時間の遅延が慢性的に発生している。(中略)また、遅延発生時等における情報提供のあり方についても改善の必要性が指摘されている。長年の遅延対策の取組により高水準な安定輸送を実現している鉄道事業者も存在するが、鉄道事業者によつて、その取組や成果には、ばらつきが存在している。」と指摘されている。

東京圏の鉄道の遅延発生状況とその原因等を把握するため、特に遅延の発生が多い十九路線を国土交通省が調査した結果、調査期間(平日二十日間)のうち平均十三日で三分以上の遅延が発生しており、このうち三分から十分未満の遅延が八十六パーセントを占めていた。日常的に短時間で発

生する遅延(以下「小規模な遅延」という。)は、都心部駅周辺の高度集積化や沿線の宅地開発に伴い、鉄道の適正輸送能力や駅の容量を超えて、過度に利用者が集中することによる構造的な問題である。

このように遅延が頻発しており、定時性を求める声は大きくなっていると見る。安全運行が最優先であるという大前提を徹底しつつ、信頼性の向上を図るためにも利用者からの信頼が厚くいつでも安心して利用できる「信頼と安心の都市鉄道」の実現を目指して対策を進めるべきである。

都心部、郊外部の拠点等のまちづくりと連携した鉄道施設の整備が進められてきた一方で、駅周辺の都市開発の著しい進展に伴う駅利用者数の増大に対して、後追いでの駅の容量拡大がなされるなど、まちづくりとの連携が必ずしも十分でない事例が存在している。小規模な遅延は、利用者の過度な集中等による駅ホームの混雑や車両への円滑な乗降の阻害などに起因しており、これらに対応するため、「混雑緩和策が重要である」とは言うまでもない。

このため、沿線自治体、企業等と一体となって、駅の容量を踏まえた周辺開発の進捗管理を行なうべきである。また、利用者に対するオフピーク通勤の利用促進などにより混雑を改善できると考ええる。

このような認識の下、以下のとおり質問する。

一 沿線自治体においては、個別駅ごとに、関係鉄道事業者や必要に応じて駅周辺の施設管理者が一堂に会して駅に係る課題を共有し、調整を

図る場を設置し、PDCAサイクルを実施しながら課題の解決を図っていくことが重要である。

企業においては、事業所における始業時刻の

変更、フレックスタイム制の導入等を一層進めしていくべきである。

鉄道事業者においては、利用者に対するオフピーク通勤へのインセンティブ付与といった取組を進めるべきである。また、朝のピーク時の混雑状況についても利用者に対する「見える化」の検討を進めるべきである。その上で、輸送需要と輸送力の関係について、区間別・時間帯別の詳細な分析を行い、需給バランスを踏まえた運行サービスを設定すべきである。

このように、国、鉄道事業者、沿線自治体、企業等が一体となって、鉄道旅客輸送の需要面への働きかけを行うべきと考えるが、国として企業や鉄道事業者に対し、どのように働きかけていくのか、これまでの取組、今後の方向性について、具体的に示されたい。

鉄道の混雑緩和のため、これまで政府としては、輸送力の増強に加え、地方公共団体、鉄道事業者、経済団体等と連携し、鉄道利用者への啓発活動等により時差通勤等の推進を図ってきたところであり、引き続き、例えば東京都が官民連携により実施予定の「快適通勤ムーブメント」の取組とも連携しつつ時差通勤等の推進を行なうなど、鉄道の混雑緩和に向けた取組を進めようまいりたい。

二 遅延対策について、これまで小委員会の下に設置された「遅延対策ワーキング・グループ」といった、研究者による検討が行われてきた。その検討結果等を踏まえた具体的な取組に当たっては、関連鉄道施設の整備を始め、沿線のまちづくりとの連携が重要であることから、国、鉄道事業者を始め、関係者が一体となって進めていく必要がある。このため、都市鉄道事業者の自らが取り組むべきものであり、鉄道事業者の自主的な取組を促していくことが重要となる。

参議院議長 藤末健三君提出鉄道の小規模な遅延防止に向けた多様な主体の参画に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

平成二十九年四月十一日 内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿 山本太郎

〔テロ等準備罪〕新設法案に「テロの定義」が明記されていないことに關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年三月三十一日

参議院議長 伊達忠一殿 山本太郎

〔テロ等準備罪〕新設法案に「テロの定義」が明記されていないことに關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年三月三十一日

主催の参加を得て遅延対策を検討する場を作り、多面的に対策を検討するよう、国として働きかけてはいかがか。右質問する。

一部の鉄道事業者では、外部有識者及び現業職員を含めた列車遅延対策を検討するための体制を整備しており、政府としては、こうした事例を含め、鉄道事業者の取組事例を収集し、各鉄道事業者と共有することによって、鉄道事業者による自主的な取組を促してまいりたい。

質問主意書及び答弁書

企画部門、現場従事者及び利用者など、多様な

答弁書(内閣参質一九三第二九号(以下「初回答弁

「前回答弁書」(二二〇)を受領してある。

当該法案の条文には「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」との記述があるにもかかわらず、「テロリズム」の定義が当該法案の条文に明記されていないことが明らかになつた。当該法案並びに初回答弁書及び前回答弁書を踏まえて、「テロの定義」等に関して政府の認識を改めて確認すべく、以下質問する。

一 当該法案における「テロリズム」の定義を明確に示されたい。

二 初回答弁書及び前回答弁書の一についてで

「テロリズム」とは一般には、特定の主義主張に基づき、国家等にその受け入れ等を強要し、又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等をいうと承認しているとの政府見解が示された。

(昭和二十九年政令第百八十号)第三十九条第四号では「広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう」、「特定秘密の保護に関する法律」(平成二十五年法律第二百八号)第十二条第二項第一号と「国會議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国的重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」(平成二十八年法律第九号)第六条第一項では「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強

要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう」と、「テロリズム」を具体的に定義しているが、当該法案では、「テロリズム集団」との文言が用いられているにもかかわらず、その条文の何れにも「テロリズム」の定義が明確に示されていない理由を、具体的かつ明確に示されたい。

おいて安倍首相は、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催するにあたり、当該法案の成立は必要条件であるかとの質疑に対して「もし、テロリストに襲撃をされるということ、法的な制度の中においてそれを防ぎ得ないという穴があるのであれば、それはおもてなしとして不十分であろう。」「考へ得る限りの対応はとつておく責任を果たしていくべきだ」という考え方と答弁した(以下「首相答弁」という)。首相答弁中の「テロリスト」とはいかなる行為あるいは活動を行う者を指しているのか、政府の認識を具体的かつ明確に示されたい。

前回答弁書の三から五までについてでは、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第五条第一項(i)に規定する行為を犯罪とする法整備については、過去の国会における御議論を踏まえ、テロ組織を含む組織的な犯罪集団と関わりがない方々が処罰の対象とならないことを明確にし、また、重大な犯罪の合意に加えてその実行の準備行為が行われた場合に限り処罰の対象とするものとすること等を考えているところである。」との答弁があった。今回、当該法案が国会に提出されたことを踏まえて、「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」との「関わり」について、以下の事項に対する政府の認識を改めて明確に示されたい。

1 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人との婚姻関係は、この「関わり」に該当するか。

2 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人との親子関係は、この「関わり」に該当するか。

3 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人との婚姻関係及び親子関係以外の親族関係は、この「関わり」に該当するか。

4 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人との職場あるいは学校等における知己関係は、この「関わり」に該当するか。

5 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人と名刺を相互に交換している関係は、この「関わり」に該当するか。

6 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人と電子メールアドレスを相互に交換している関係は、この「関わり」に該当するか。

7 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」に所属している個人との、ツイッターにおける「フォロー」あるいは「フォロワー」関係、フェイスブックにおける「友達」関係、ラインにおける「友だち」関係等、ソーシャルネットワークキングサービスを通じて相互に情報を共有あるいは交換可能な状態にある関係は、この「関わり」に該当するか。

8 「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」との「関わり」について、前記1から7の他にどういった事例が該当するか。

六 当該法条の条文において「テロ組織を含む組織的な犯罪集団」と「関わり」について、前記1から7の他にどういった事例が該当するか。

七 当該法案は「テロ組織を含む組織的な犯罪集団と関わりがない方々」が「捜査の対象」とならないことまでは担保していない、との理解でよいか、政府の認識を明確に示されたい。

八 首相答弁のごとく当該法案の成立が「テロリスト」への「考え得る限りの対応」として必要であるならば、「テロ」の計画を事前に捜査機関が察知できるようにするために、当該法案に示された対象となる犯罪の範囲に合わせて、「犯罪捜査のための通信傍聴に関する法律」(平成十一年法律第二百三十六号)第三条で通信傍聴が可能とされる犯罪の範囲を拡大することも、「テロリスト」への「考え得る限りの対応」として考慮すべきものとなり得る、との理解でよいか、政府の認識を明確に示されたい。

右質問する。

平成二十九年四月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員山本太郎君提出「テロ等準備罪」新設

法案に「テロの定義」が明記されていないことに

関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出「テロ等準備罪」
新設法案に「テロの定義」が明記されていないな
いことに関する質問に対する答弁書

一から三までについて
「テロリズム」とは、一般には、特定の主義主

張に基づき、国家等にその受け入れ等を強要し、

又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等をいうと承知している。

今国会に提出している組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改

正する法律案による改正後の組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十

一年法律第二百三十六号)以下「改正後組織的犯

罪处罚法」という。第六条の二における「テロリズム集団」は、同条第一項において定義してい

る「組織的犯罪集団」すなわち「団体のうち、そ

の結合関係の基礎としての共同の目的が別表第

三に掲げる罪を実行することにあるもの」の典

型として分かりやすいものを例示したものであ

り、この「テロリズム」の語は、右に述べた「テ

ロリズム」の一般的な意味を前提として用いて

いるものである。

四について

一から三までについて述べた一般的な意味

の「テロリズム」に当たる行為を行なう者を指すものである。

五から七までについて

改正後組織的犯罪处罚法第六条の二の罪は、

お尋ねの「テロ組織を含む組織的な犯罪集団

との「関わり」があることを理由として处罚するものではなく、同条の規定による处罚の対象となるのは、同条第一項に規定する「テロリズム

集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯

罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの遂行を二人以上で計画した者」に該当する者に限られるところから、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と関わりがない方が同条の規定による处罚の対象となるものではないことは明確であり、また、これらが行なった者であるとの具体的な嫌疑が存する場合でなければ、同条の罪について捜査の対象となることがないことは当然である。

八について

お尋ねの「通信傍聴が可能とされる犯罪の範囲を拡大すること」を「テロリスト」への「考え得る限りの対応」として考慮しているといふものではない。

ズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの遂行を二人以上で計画した者」に該当する者に限られるところから、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と関わりがない方が同条の規定による处罚の対象となるものではないことは明確であり、また、これらが行なった者であるとの具体的な嫌疑が存する場合でなければ、同条の罪について捜査の対象となることがないことは当然である。

八について

お尋ねの「通信傍聴が可能とされる犯罪の範囲を拡大すること」を「テロリスト」への「考え得る限りの対応」として考慮しているといふものではない。

ズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの遂行を二人以上で計画した者」に該当する者に限られるところから、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と関わりがない方が同条の規定による处罚の対象となるものではないことは明確であり、また、これらが行なった者であるとの具体的な嫌疑が存する場合でなければ、同条の罪について捜査の対象となることがないことは当然である。

八について

お尋ねの「通信傍聴が可能とされる犯罪の範囲を拡大すること」を「テロリスト」への「考え得る限りの対応」として考慮しているといふものではない。

ズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの遂行を二人以上で計画した者」に該当する者に限られるところから、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」と関わりがない方が同条の規定による处罚の対象となるものではないことは明確であり、また、これらが行なった者であるとの具体的な嫌疑が存する場合でなければ、同条の罪について捜査の対象となることがないことは当然である。

八について

お尋ねの「通信傍聴が可能とされる犯罪の範囲を拡大すること」を「テロリスト」への「考え得る限りの対応」として考慮しているといふものではない。

し、以下の通り質問する。

一 平成十二年及び平成十五年に、倒産や解雇により離職を余儀なくされた特定受給資格者以外の者の基本手当の給付水準が大幅に引き下げられ、現在に至っている。その一方、現在は、失業者に支給される基本手当の受給者実人員が減少傾向にある中、平成二十七年度末の雇用保険の積立金残高は、過去最高の約六兆四千億円となつてている。

現在の雇用保険財政や過去の制度変更の経緯からすれば、労働政策審議会における議論の過程において労働者代表委員から意見が表明されたとおり、基本手当の水準を平成十二年改正及び平成十五年改正前の水準に戻すことが必要だと考える。

現在の雇用保険財政や過去の制度変更の経緯からすれば、労働政策審議会における議論の過程において労働者代表委員から意見が表明されたとおり、基本手当の水準を平成十二年改正及び平成十五年改正前の水準に戻すことが必要だと考える。

一方で、この労働者代表委員からの意見に対して、使用者代表委員からは、基本手当の水準を引き上げると、早期再就職に対する意識や行動の変化が予測されることから慎重な対応が必要である旨の意見が示された。

この使用者代表委員が指摘するような、基本手当の水準を引き上げることによる早期再就職へのマイナスの影響が、実際にはどの程度あると厚労省は考えているのか。その根拠とともにご説明願いたい。

二 有期契約労働者の育児休業の取得に関する法律は、昨年三月に改正され、本年一月から全面施行されている育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(改正

雇用保険法等の一部を改正する法律等に関する質問主意書

一部を改正する法律(以下「本法律」という)に関

現行制度では、同一の事業者に引き続き一年以上雇用されてることに加えて、養育する子が一歳六か月になるまでの間に労働契約が満了することが明らかでないことが条件となっている。

(改正育児・介護休業法第五条第一項)

本法律により、養育する子が二歳になるまでの育児休業の延長に関して、有期契約労働者の場合、「子が二歳に達する」までに労働契約が満了することが明らかでないことが条件となることになるが、有期契約労働者が実際にこれを利用することができるのか懸念される。

まず、現行制度において、育児休業を延長している有期契約労働者のうち、その養育する子が一歳以上である者がどれくらいいるのか伺う。仮に把握していなければ、実態把握が必要ではないかと考えるが、如何か。

また、有期契約労働者が安心して育児休業を取得し、必要な場合には延長できるように、政府としてどのような取組を検討しているのか伺う。

三 本法律により求人者等に義務づけられることになる、「労働条件等を変更する場合の当該変更内容の明示」について、当局は、労働基準法第十五条第一項で義務付けられている「労働契約締結時の労働条件明示」においてなすことも可能であると説明している。

そもそも、当初提示された労働条件等からの変更点を求職者がしつかり認識し、納得した上で就業するというのが今回の改正趣旨のはずである。労働契約締結時の労働条件の明示が労働

条件等の変更の明示を兼ねることが出来るるとあるのではないか。政府の認識如何。

右質問する。

平成二十九年四月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員 牧山ひろえ君提出雇用保険法等の一部を改正する法律等に関する質問に対し、別紙

答弁書を送付する。

参議院議員 牧山ひろえ君提出雇用保険法等の一部を改正する法律等に関する質問に対する答弁書

平成二十八年度に厚生労働省が雇用保険の基本手当の過去の受給資格者を対象に実施したアンケート調査によると、再就職の希望時期について「できるだけ受給終了した後に就職したい」と答えていた」及び「じっくり仕事を探し、受給終了の前後で就職できればよいと考えていた」とする回答が全体の約四十三パーセントを占めている。こうした実態を踏まえると、雇用保険の基本手当の所定給付日数(雇用保険法(昭和四

十九年法律第百十六号)第二十二条第一項に規定する所定給付日数をいう)を引き上げることによる早期再就職へのマイナスの影響は、少

二について

御質問の「その養育する子が一歳以上である者が、仮に育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業をいう。以下同じ。)に係る一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する者を指しているとすれば、期間を定めて雇用される者であつて、その養育する一歳から一歳六か月に達するまでの子について育児休業をしているものの具体的な人数は把握していない。

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二

十八年法律第十七号)附則第十四条の規定を踏まえ、期間を定めて雇用される者の育児休業の取得状況を把握する中で、その養育する一歳から一歳六か月に達するまでの子についてしてい

る育児休業の実態も把握する必要があると考えており、その方法等については、今後検討してまいりたい。

政府としては、期間を定めて雇用される者も

含め、安心して育児休業をし、一定の場合には

その養育する一歳から二歳に達するまでの子に

ついて育児休業をすることができるよう、引

き続き、制度内容の周知や適切な指導等を行つてまいりたい。

お尋ねの「労働契約締結時の労働条件の明示が労働条件等の変更の明示を兼ねる」の意味す

るところが必ずしも明らかでないが、仮に同時に

行うという意味であるとすれば、変更等され

た従事すべき業務の内容等の明示が労働基準法

(昭和二十二年法律第四十九号)第十五条第一項

の規定による労働条件の明示と同時に行われた

としても、今回の改正により、当該変更された

従事すべき業務の内容等が明示されることで、

労働者が保護されるものと考えている。

雇用保険法等の一部を改正する法律における

職業紹介や求人等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条规定する。

三について

求人者等が、求職者等と労働契約を締結しようとする場合であつて、これらの者に対して職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第五条の三第一項の規定により明示された従事すべ

平成二十九年三月三十一日

牧山ひろえ

き業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件(以下「従事すべき業務の内容等」という。)を変更等する場合には、求職者等が変更等された従事すべき業務の内容等を認識しないまま労働契約を締結する等の問題があるため、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十四号)による改正後の職業安定法の規定により、求職者等が、従事すべき業務の内容等の変更内容を認識した上で、労働契約を締結するか否か等を判断することを可能としたものである。

お尋ねの「労働契約締結時の労働条件の明示が労働条件等の変更の明示を兼ねる」の意味するところが必ずしも明らかでないが、仮に同時に

行うという意味であるとすれば、変更等された従事すべき業務の内容等の明示が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十五条第一項の規定による労働条件の明示と同時に行われたとしても、今回の改正により、当該変更された従事すべき業務の内容等が明示されることで、労働者が保護されるものと考えている。

(号外)

雇用保険法等の一部を改正する法律における職業紹介や求人等に関する質問主意書
第一部九十三回国会で成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」(以下「本法律」という。)の内、主に職業紹介や求人等に関する制度に関する以下の通り質問する。

一本法律による求人者への指導監督の強化は、いわゆるブラック求人や求人詐欺を抑止する効果が期待される。一方、求人が虚偽の内容であることを証明することが困難であるため、求人者が虚偽の労働条件を提示しても、当該求人者に対する罰則適用は難しいとの指摘もある。

求人・募集情報の適正化を実効性あるものとするため、今後どのように制度運用面で指導監督を強化していくのか。具体的な方針を示されたい。

二 残業代があらかじめ固定給に含まれている固定残業代は、その内容が労働者側に適切に情報提供されておらず、就職後に労使間でトラブルになることが多い。固定残業代制であることを隠せないように、固定残業代に係る計算方法や固定残業代を除外した基本給の額等を事前に明示することが重要であり、これについては、平成二十七年から順次施行されている青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)の場合と同様に、今後、指針が整備されると予想される。

厚生労働省は固定残業代の実態を把握しているか。また、若者雇用促進法に基づく指針に固

定残業代について規定されたことの効果をどのように分析しているか。

三 本法律により、初めて法律上に「募集情報等の提供」が定義される。一方、募集情報等提供事業を行うに当たっては、届出等の手続が必要とされていないため、厚生労働省が募集情報等提供事業者の実態を把握することは困難であると懸念している。

独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査では、全国で約四百の企業が募集情報等提供事業を実施していると推測されているが、今後、どのように募集情報等提供事業者の実態を把握していくのか。

四 募集情報等提供事業者に対しては、厚生労働大臣が公表する指針に規定される「必要な措置」を講ずる努力義務が課されることとなる。

「必要な措置」として、募集情報が実際の労働条件と相違するおそれがある場合、募集主に状況を確認するとともに、相違していることが判明した場合には情報の変更を依頼するなど適切に対応すること等が規定される予定であるが、これを努力義務にとどめた理由は何か。

二 残業代があらかじめ固定給に含まれている固定残業代は、その内容が労働者側に適切に情報提供されておらず、就職後に労使間でトラブルになることが多い。固定残業代制であることを隠せないように、固定残業代に係る計算方法や固定残業代を除外した基本給の額等を事前に明示することが重要であり、これについては、平成二十七年から順次施行されている青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)の場合と同様に、今後、指針が整備されると予想される。

厚生労働省は固定残業代の実態を把握しているか。また、若者雇用促進法に基づく指針に固

平成二十九年四月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出雇用保険法等の一部を改正する法律における職業紹介や求人等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出雇用保険法等の一部を改正する法律における職業紹介や求人等に関する質問に対する答弁書

紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針(平成二十七年厚生労働省告示第四百六号)において、募集に当たって遵守すべき事項として、青少年が応募する可能性のある募集又は求人について、固定残業代に関する事項を明示することを規定したことは、当該指針に基づく公共職業安定所の指導等といいまって、固定残業代に関する事項の適切な明示の進展に寄与していると認識している。

三について

一について

求職者等からの情報提供等により、求人及び募集の内容が虚偽であると疑われる場合は、都道府県労働局が求人者及び労働者の募集(職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第五項に規定する労働者の募集をいう。以下同じ。)を行う者に報告をさせる等により調査を行い、必要があると認められる場合は、求人者及び労働者の募集を行う者に対する指導助言、改善命令、勧告、公表等の手段により、職業安定法違反の是正を図つてまいりたい。

二について

お尋ねの「募集情報等提供事業者の実態」の趣旨が必ずしも明らかでないが、募集情報等提供事業を行う者、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十四号。以下「改正法」という。)による改正後の職業安定法第四条第六項に規定する募集情報等提供を業として行う者をいう。以下同じ。)に関する同法の規定について周知を図ることで、都道府県労働局に対して不適切な業務運営が行われている募集情報等提供事業を行う者に関する相談や情報提供が増えると考えている。

四について

労働者の募集内容の的確な表示等について

は、労働者の募集を行う者等に義務が課され、指導助言等を通じて適正化を図ることとされていいる。

さらに、労働者の募集を行う者に対して、改正法において、募集情報等提供事業を行う者に対する必要な協力を求める努力義務及びその業務の運営の改善向上を図るために必要な措置を

講ずる努力義務を課す等の改正を行つたところである。

このような労働者の募集に関する責任や監督の在り方を踏まえ、募集情報等提供事業を行う者に對して過剰な規制とならないよう、改正法第四条の規定による改正後の職業安定法第四十二条第二項の規定については、労働者の募集に関する情報の提供を依頼した者に対し必要な協力を[○]行う努力義務としたものである。

なお、募集情報等提供事業を行つて者に對しては、改正法において、職業安定法に基づき報告徴収及び指導助言を行うことができる」としたところであり、これらにより、適正な業務運営の確保に努めてまいりたい。

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」に
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十九年四月三日

福島みづほ

参議院議長 伊達 忠一殿

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」に
右の質問主意書を閣議決定した。本改正案について、次の通り質問をする。

質問主意書及び答弁書

は不均衡な結果となるのではないか。政府の見解を示されたい。

一 政府は、「テロ等準備罪」の創設が必要であると説明してきたが、本改正案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「改正組織的犯罪処罰法」という。)の第一条の目的規定に「テロ対策」が盛り込まれていないのでなぜか。そもそも、政府が締結しようとしている国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(以下「国際組織犯罪防止条約」という。)がテロ対策を目的とした条約ではないからではないか。

参議院議員福島みづほ君提出「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

六 沖縄の辺野古の米軍キャンプ・シュワブゲート前にブロックを積み、工事車両の進入を阻む目的で集まつた団体が、ブロックを積むことを共謀し、その団体の構成員の一人がブロックの購入等のためATMでお金をおろしたというケースを想定した場合、組織的威力業務妨害に

二 「テロリズム」の定義が本改正案にないのはなぜか、その理由を説明されたい。

三 改正組織的犯罪処罰法第六条の二にある「組織的犯罪集団」の定義に「テロ」の文言がないのはなぜか、その理由を明示されたい。国際組織犯罪防止条約がテロ対策を目的とした条約ではないからではないか。

参議院議員福島みづほ君提出「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」に関する質問に対する答弁書

七 ある組織的犯罪集団において、その実行を共同の目的とする犯罪と、当該組織的犯罪集団が実際に計画した犯罪とが異なることはあり得るのか。異なることがある場合、当該組織的犯罪集団の共同の目的が何の犯罪を実行することであるのかの認定はどうのになされるのか、説明されたい。

今国会に提出している組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「改正後組織的犯罪処罰法」という。)第一条においては、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため」と規定しているところ、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を採択した平成十二年の国際連合総会決議第二十五号には、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約が、とりわけ、マネー・ローンダリング、腐敗、絶滅危惧種の野生動植物の不正な取引、文化財に対する犯罪等の犯罪活動及び拡大している国際的な組織犯罪とテロリストによる犯罪活動とのつながりとの戦いのための有効な手段であるとともに国際協力のために必要な法的枠組みとなることを強く確信し」との趣旨の

八 計画した犯罪を実行するための準備行為についてお聞きする。犯罪を計画する者が、第三者にその計画について話すことも準備行為と言えるか。また、関係場所の下見をすることと散步とは、その行動の外見上、何ら差異はない。これをどのように区別し、その行動が関係場所の下見であると判断するのか。また、ATMでお金を貯めることは、生活費のためにおろすのか、犯罪の実行のためにおろすのかは外見上は判別ができない。これをどのように準備行為と区別をするのか、それぞれ具体的に明示された

一から三までについて

四 「テロ等準備罪」の対象となる二百七十七の犯罪のなかに、収賄罪と贈賄罪が入つてゐるが、収賄について「テロ等準備罪」が成立した段階で贈賄が存在していなければ、贈賄についての「テロ等準備罪」は成立しない。このことは、収賄と贈賄が必要的共犯であることに反する結果となるのではないか。

五 事前收賄も「テロ等準備罪」の対象となる犯罪である。選挙の際、事前收賄について「テロ等準備罪」が成立した一方、事前收賄した候補者は落選したとする。この場合、候補者が落選したため事前收賄罪は成立しないにもかかわらず、事前收賄についての「テロ等準備罪」は成立する。これは、極めて不公平あるいは落選したとする。

右質問する。

平成二十九年四月十一日 内閣総理大臣 安倍晋三

政府は、今年三月二十一日に「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下「本改正案」という。)を閣議決定した。本改正案について、次の通り質問を

記載があるように、同条約が「テロ対策を目的とした条約ではない」との御指摘は当たらぬい。

また、「テロリズム」とは、一般には、特定の主義主張に基づき、国家等にその受入れ等を強要し、又は社会に恐怖等を与える目的で行われる人の殺傷行為等をいうと承知しているところ、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二における「テロリズム集団」は、同条第一項において定義している「組織的犯罪集団」すなわち「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるもの」の典型として分かりやすいものを例示したものであり、この「テロリズム」の語は、右に述べた「テロリズム」の一般的な意味を前提として用いているものである。

四及び五について

改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪は、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」が関与する一定の犯罪が実行されることによる重大な法益侵害を未然に防止するために、当該実行の前段階の行為を处罚の対象としているものであるところ、御指摘の収賄罪及び事前収賄罪は、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」の資金源となり得る犯罪であることから、これらの罪を同条の罪の対象犯罪としていることは十分な合理性があり、お尋ねの各場合において同条の罪が成立し得ることは、刑罰法規の在り方として妥当性を欠くものではないと考える。

六について

犯罪の成否は収集された証拠に基づき個別具

体的に判断されるべきものであるが、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪は、同条第一項各号に掲げる罪に当たる行為で、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」の「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの」又は「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ」若しくは「テロ

リズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの」の遂行を一人以上で計画し、「その計画をした者」のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為」が行われた場合でない限り、成立しない。

七について

お尋ねの「その実行を共同の目的とする犯罪

は、収集された証拠に基づき個別具体的に判断されるべきものであるところ、例えば、薬物密売の構成員らが組織的殺人を実行する場合のように、お尋ねの「計画した犯罪」が「その実行を共同の目的とする犯罪」とは異なる場合もあり得る。

八について

個々の事例が改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の規定による处罚の対象となるか否かについては、同条の規定及び収集された証拠に基づき個別具体的に判断されるべきものであるが、実行準備行為は、同条に規定する計画行為とは別の行為であつて、「計画をした犯罪を実行するため」の行為であるものに限られる。

官報(号外)

平成二十九年四月十二日 参議院会議録第十五号

明治三十五年三月三十日
郵便物認可日

発行所
二東京一〇五番地 獨立法務局 虎ノ門二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
本体一部 一一八円